

第
6
部

政権交替の一九八〇年代

第1章 第二世代指導層の登場と人材発掘の制度化（一九八〇年代）

1 第二世代指導層の登場と人材発掘の制度化

人民行動党政権は、一九六八年以来四年ごとの総選挙で毎回得票率を高め、八〇年十二月にはついに七五・六%（無効票を除くと七七・七%）をおさめて、四回連続で全議席を制覇した。これにより李光耀は、七六年以来の新人登用を一層進めると同時に、その必然的な結果として旧来の同僚たちを退任させはじめた。この同僚らの後退は、党レベルでは八一年末までにあらかた終わり、内閣レベルでは八八年までかかった。

一方李光耀自身については、一九八四年八月に「六十五歳になつて引退する」と正式表明がなされた。彼は八八年九月十六日で満六十五歳となるので、四年先のことであった。しかし後に述べるように、八五年には、この予定が中止され、満六十七歳、つまり九〇年の退任が吳作棟から漏らされる。この予告は李の首相退任についてはそのとおりとなつたが、李が「最も強い権力を具有する」と評した書記長ポストを手放したのは、九二年十一月になつてであった。

結局李光耀の言う世代交替は、一九九〇年代初期によくやく完結したことになる。だが現実に

は、李は、本書執筆時においても依然上級相の形で内閣に残り、強い影響力を行使している。また九一年には大統領制度を儀礼的なものから実権を伴うものにかえており、李や、その同僚たちがこれに拠つて、さらにしばらくの間、次世代指導層らの上に君臨し続ける可能性が強くなっている。

すでに述べたように、一九八〇年一月には李が第二世代（七二年総選挙以降の当選者）の指導層として陳慶炎、吳作棟、王鼎昌、林子安、陳天立、ダナバラン、マターの七人の名前をあげた。このうち陳天立を除く六人は、同年十二月末の総選挙の後、人民行動党の中央委員会に役員として顔を連ねることになった。結党以来の委員長杜進才是退き、王鼎昌に代わった。

書記長には李光耀が留任したが、その下に第一、第二の副書記長を置き、これにそれぞれ陳慶炎、吳作棟が据えられた。党员として先輩で、枢要の職務をこなしてきた吳が陳の後塵を拝することとなつたのは、陳の方が将来有望との判断が李光耀にあつたからであつた。⁽¹⁾一方第一世代指導層では、李光耀と王邦文の二人が役職に留まつた他は平の中央委員に下がつた。

一方内閣でも杜進才、林金山が退任して平の議員となり、また吳慶瑞とラジャラトナムはすでに七カ月前からそれぞれ教育相、外相を離れ、後見役として第一、第二副首相になつていた。これに対して新人登用の面では、一九七九年補欠選挙組の陳慶炎、侯永昌、鄭章遠がすでに七九、八〇年の間にそれぞれ教育相、国防相、国家開発相の要職に就いていたのに加え（ただし侯、鄭は年齢上第二世代に含めない）、八一年一月には吳作棟が商工相兼保健相、王鼎昌が運輸通信相兼労

働相、またダナバランが外相兼文化相となつた。だがマターと陳天立は、それぞれ七七年五月以来の社会福祉相代理、国防国務相のまま止めおかれた。

一九七七年の補欠選挙で登場していた林子安は八〇年九月に無任所相となつたが、彼はその前年五月にD・ナイアに代わり全国労働組合会議（NTUC）の書記長に選出されていた。従つてこの無任所相は労働界を政府に結びつける役割を担う要職であつた。なおナイアは、一〇年間NTUCの書記長として政府の労働政策を実施面で支えてきたが、ここでも世代交替の一環として、七九年二月には国会議員に転出し、NTUCでの地位は会長に変わつた。

第二世代指導層は、こうして李光耀の監督の下で、党と政府の実務を開始した。しかしこれは彼らにとつて、より一層厳しいトレーニングの場でもあつた。一九八四年の次の総選挙までには、林子安と陳天立の二人が突然下ろされ、代わつて八〇年選挙当選組の新人、楊林豊イエオシボンとジャヤクマルが七人衆に仲間入りした。これ以降この八〇年当選組までが第二世代と呼ばれるようになる。李光耀の長子で有名な李顯龍リーゼンルンは、八四年十二月の総選挙で政界入りしており、彼とその同輩以下が第三世代を構成する。

八段階選択システム

一九七〇年代後半から人材の発掘・新旧交替を党是としてきた人民行動党にとつて、行政の現場は若手の訓練の場であると同時に、人材の発掘と淘汰を進める試験場でもあつた。

人材の発掘は、かつては党本部で集約される自薦他薦の候補者たちを李光耀、吳慶瑞、ラジャ

ラトナムら党首脳陣が面接して決めていたが、一九七〇年代末になり、吳作棟が育ち、陳慶炎が参加するにおよび、「八段階選択システム」と呼ばれる制度にまとめあげられた。⁽²⁾ 吳作棟、陳慶炎らは、このうち第一から第四までの段階をまかされ、国會議員の資質をもち、なおかつ人民行動党で働く意欲のあるものを選び出して、第五段階以降の第一世代指導者による審査にまわす役割を果たした。吳作棟は、この中でとくに楊林豊（後の運輸通信相）、李顯龍（李光耀の長子、後の副首相）、黃根成（後の外相）など一九八〇年および八四年選挙で立った新人六一人のうち三〇人を発掘し、上記八段階テストをパスさせたと言われる。⁽³⁾

以上は、人民行動党が一九八四年末の総選挙を控えた時期に、公表したものである。従つて公表の動機は、厳選した最上の人材を選挙民に供している、という印象を与えるための総選挙対策にあつたと見ていいだろう。ただある程度割り引いて見ても、大筋においては、八四年以後もこのようなシステムで人集めをしているものと思われる。李顯龍は、シンガポールでの政治参加を「自らの意志で飛び込むものではなく、招かれて入るもの」と説明している。⁽⁴⁾

2 国会完全支配破れる（一九八一年十月）

一九八一年五月、第二代大統領B・シアーズが第三期目を半ばにして死去した。第二代には、人民行動党創設メンバーの一人で全国労働組合会議書記長だったD・ナイアが、国会で選出され、

十月二十四日に就任した。

「ミスター野党」ジェヤレトナムの登場

ナイアの選挙区アンソンでは十月三十一日に補欠選挙が行なわれたが、結果は労働者党のJ・B・ジェヤレトナム書記長が五一%の票を得て当選した。これにより一九六六年以來の人民行動党の国会完全支配はついに破られた。このアンソン区は、ちょうど二〇年前の補欠選挙でも、マレーシア結成問題で揺れる人民行動党が同じ労働者党のD・マーシャルに敗北を喫したところであつた。今日金融街として有名なシェントン通りを南西に下つた地域で、かつてはインド人埠頭労働者とその家族が住民の一〇%を占めた場所であつた。このため、人民行動党からは以後一貫してインド人候補が立ち、七二一年、七九年（補選）、八〇年と三回の選挙（七六年は無競争）でそれぞれ七二・九%、八三・八%、八一・三%を獲得するという「安全無風区」であつた。

人民行動党は、D・ナイヤの後任として華人の馮金興（ボンキン）を立てたが、彼は得票率四六・三%で敗北した。わずか一〇カ月前の八一・三%から、なぜこのように大きく下落したのか。七五議席中の一議席を失つただけで、政府は大きな衝撃を受けた。この年、経済は九・九%で成長を続け、条件は良かつたはずである。選挙運動の責任者吳作棟（ゴーチョク）は、「選挙民は苦痛を我慢しなくなつた。全体の傾向とは思えないので、基本政策は変えない」と語つた。

ここで「選挙民が我慢しなくなつた」とは、港湾庁がコンテナー・ヤード増設のため、選挙区内の古い公営住宅の取り壊しを決定したものの、これに代わるべき公営住宅が市外にしかなく、

しかも入居に相当の待ち時間をしてやつた。これに加え、与党候補の馮は、李光耀の親友で人民行動党の幹部であり港湾庁長官となつていた林金山の義理の甥であり、ネポティズムの誇りまで受けてしまつた。

しかしアンソン区有権者の関心は、さらに別なもの、野党候補J・B・ジエヤレトナムに注がれていたようだ。彼は一九六〇年代には法務局にて、その後弁護士となりD・マーシャルが手放した労働者党を七年に再生させた。以後六回選挙に挑戦し、とくに最後の二回には、アンソン区南西隣りのテロ・ブランガーバーで三八・一%、四六・三%と急速に支持を伸ばしていた。

ジエヤレトナムは、一九二六年ジョホール生まれのスリランカ系で、共産主義や種族主義の傾向がない上、経歴・職業からして人民行動党政府に對して言論戦を挑める人材に見えた。ラジャラトナムは、「野党政治の意味を知らない若年層が過去二〇年間に育つたから」と評したが、選挙民の一部は、泡沫的でない、まともな野党候補の出現に期待を高めたのであつた。

李光耀が仕立てた野党議員

一方このジエヤレトナムを有名にしたのは李光耀自身でもあつた。一九七〇年代以来、治安当局はあらゆる野党候補の選挙演説・政治集会に集音車を繰り出して発言内容を記録し、政府側はここから中傷や不用意な発言を取り上げ、野党候補を裁判にかけ有罪に持ち込む戰術をとつていた。李の計算では、野党候補が「いかに無責任で、くだらない輩」であるかを裁判で證明し、これを大々的に報道すれば選挙民も納得するだろう、ということであつたようだ。だが新聞も報道

しないような野党候補の発言までをも裁判ざたにし、さらに法外な損害賠償を課したことは、かえつて当該候補を有名にする、という逆効果を生んでいた。

ジェヤレトナムのケースはその典型例であった。彼は、一九七六年末の総選挙で中傷事件を起こし、七九年初に地裁で一三万ドルの損害賠償支払の判決を受けた。その後この事件は、高等裁判所への控訴、同棄却、ロンドン控訴院への控訴、同棄却となつて終わつたが、その折々でメディアの対象となり、ジェヤレトナムは結局高額の有名税を支払つた形であった。

おそらく与党が完全支配するシンガポールで、特定選挙区が野党議員を持つことは、得にならないばかりか、危険でさえあつた。補欠選挙中一閣僚は、そのような選挙区には社会サービスを遅らせる、とさえ豪語したが、これもかえつて「野党政治の意味を知らない若年層」の反発を買つた。アンソング区は三年後の総選挙で、ジェヤレトナムに対して五五・八%とさらに多い票を献じたが、八八年の総選挙では区画調整で抹消されてしまう。

だがこのジェヤレトナム旋風は、政治的に重要な影響を残した。これ以降人民行動党は、議席数では小選挙区制に守られて依然圧倒的多数を維持しつつも、選挙ごとに得票率を下げ、一九九一年の総選挙にはついに六〇%を割つてしまつ。人民行動党は、何か新しい打開策を迫られ、摸索を開始する。とくに李光耀は、年齢上必然的な世代交替の時期にさしかかっていたから、政権転覆を絶対阻止する制度固めに乗り出すのである。

3 一九八四年総選挙

アンソン区補欠選挙の翌一九八二年、経済は世界的不況の余波を受け、七年ぶりに六・三%の低成長に鈍化した。とはいえたアンソンの敗北も成長の低下も、シンガポールの政治的安定性や潜在的経済成長力に根本的な危機をもたらしたわけではなかった。李光耀は、同年末の人民行動党幹部会議で第一世代の指導層をさらに後退させた。

一九八三／八四年期中央委員会では、前期に平の委員として残っていた杜進才、呉慶瑞、ラジヤラトナム、李炯才ら第一世代の主要幹部四人が退き、政治に関心の薄いバー・カーラーのみが残留した。四人の穴を埋めたのは、これまで役員だった王邦文と蔡善進、それに第一世代ながら党務では新人の莊日昆と何家良であった。一方役員では、書記長に李光耀が残るのみで、あとは第二世代指導者に代わった。

こうした人事交替の一方で、李光耀は人民行動党のシンガポール国家における役割の再構築に目を向けだした。アンソン・ショックはここに現われる。一九八二年末の党大会で、李光耀は「野党歓迎論」をぶつて見せた。新しく党務・政務を握る新指導層には、より優れて知的な議会内野党という練習相手が必要だと結論に達した、としている。

野党議員の制度化

実際にこの考えは「非選挙区国會議員制度」の形で実現する。一九八四年六月末政府は、野党

に三議席を認める国会選挙法改正案を提出し、可決させた。これは、一政党が全議席を制覇した場合に他政党候補の三人、他政党候補が一人当選した場合は他に一人、同二人当選の場合は一人、を議員に指名するものである。これら最大三人は、落選候補中の最上位得票者から順次下位へと指名していくものである。⁽⁶⁾

おそらく他の国には例を見ないこの奇妙な制度は、ジエヤレトナムの存在が国会審議を活性化していたことと関係がある。ただ李光耀は表向き、ジエヤレトナムを「品がなく、無節操で議論の意味や時をわきまえない」と批判し、「これほどいい加減で準備のない、混乱した弁論提示」は聞いたことがない、と手厳しい。

とすれば、これは何のための制度であったのか。一つには、有権者が野党議員の出現を望むなら、その一定数を認めるから、あえて野党に投票しなくてもよい、という説明がなされている。また李光耀自身は、法案説明の中で、若い閣僚・議員のための議会討議の訓練、職権乱用・汚職・ネポティズムなどの批判へのけ口、そして若い有権者への教育などをあげている。⁽⁷⁾

人民行動党は、一九八二年十月以降、再度の全議席制覇にむけて動きだした。若手指導層は、沢山の支持者や楽隊を従えて選挙区まわりを開始した。また次回総選挙の行なわれる八四年は、人民行動党政権成立二十五周年にあたるため、八三年から盛り沢山の祝賀行事が行なわれた。またアンソンの敗北は若年層の政府離れに原因があつたとされ、過去二十五年人民行動党がいかに苦労して国家を建設してきたかを伝えるテレビ番組も放映された。

表6-1 1984年12月22日の国会総選挙（全79区^{*}）

	候補区	当選区	得票数	得票率A	得票率B
人民行動党	49	47	568,310	62.94	62.94
労働者党	16	1	114,579	40.19	12.69
シンガポール 統一戦線	13	0	87,237	33.11	9.66
シンガポール 民主党	4	1	32,102	45.15	3.56
バリサン	4	0	24,212	37.18	2.68
統一人民戦線	7	0	23,506	18.46	2.60
正義党	2	0	10,906	23.57	1.21
マレー民族組織	1	0	4,768	34.96	0.53
イスラム運動	1	0	357	2.23	0.04
無所属	3	0	10,586	19.04	1.17
無効票	—	—	26,384	—	2.92
合計	—	49	902,947	—	100.00

(注) (1) *30区が無競争(全て人民行動党が獲得)。(2) 得票率Aは、立候補区のみの率(%)、Bは全体での率(%)。

万善の政治的準備が進められる一方、経済は再び上向きとなつた。経済成長率(GDP)は一九八三年の十一月半ばの時点で八・九%とさらに良好な数字が予測された。李光耀は、全議席制覇を再現させ、世代交替の総仕上げを達成する、「この選挙をシンガポール政治史の分水嶺とする」と抱負を述べた。総議席数は七九に増やされていたが、うち三〇は立候補届出日に与党候補の無競争当選が確定し、投票は残り四九議席について行なわれた。

だが十二月二十二日の投票日、人民行動党は得票率を六二・九%へと、前回の一九八〇年に比して一二・

六%ポイントも下げ、二議席を失ってしまった。与党候補の吳博韜（ブガボウトウ）と馬宝山（マボウサン）を破ったのは、それぞれ労働者党のジェヤレトナム書記長（アンソン区）と民主党の詹時中書記長（ボトン・パシル区）であつた。破れた二人は、李光耀が閭僚級の資質があるとして売り込んでいた新人候補六人のうちの二人であつた。

一方人民行動党の得票率低下には、注目すべき問題があつた。一二・六%ポイントの下落からして当然とはいへ、前回八〇年の場合は、投票の行なわれた三八議席のうち一二が得票率八〇%以上で決まつていたのに、今回は四九議席中、一のみが八〇%超えたにすぎなかつた。有権者の一部における反政府感情は、アンソンから外へと確実に広がりだしたのであつた。

他の国で言えば大勝利のこの結果も、シンガポールでは深刻な敗北であつた。開票直後の重苦しい記者会見では、「朝日新聞」派遣員の吉田実記者が、「（首相に対し）あなたは完全主義者だ。リラックスしなさい」と慰めた、と現地紙に伝えられている。⁽⁸⁾

なお野党から一人が当選したことから、「非選挙区国會議員制度」の野党枠は一人分となつた。野党の落選候補はいずれも就任を拒否した。

4 「敗北」の原因

アンソン区の敗北に懲りた政府は、一九八四年総選挙に向け不人気な政策を控える方針を立て

ていた。⁽⁹⁾しかし現実には世代交替を急ぐ結果、そうもいかなかつたのである。

とくに選挙に影響を及ぼしたと思われるものには、まず第一に、中央備蓄基金（C.P.F、日本の厚生年金に相当）制度の変更提案があつた。ことの始まりは総選挙九ヵ月前に発表された高齢者問題委員会報告が、同積立金の支給開始年齢を現行の五十五歳から六十歳、次いで六十五歳へ、と引き上げるべきだ、と提案したことであつた。目的は高齢者の労働を奨励し、不必要的消費を抑制することだとされた。これには与党内からも強い反対の声があげられたほどで、国民の反響はすこぶる悪かつた。政府は結局この報告を修正して、引き出し年齢は五十五歳に据え置くが、老後に必要な一定額は残す、という方向を打ち出してようやく騒ぎを凍結した。若年層が反政府的とされる中、この提案に驚き反対したのは、もちろん五十五歳に近づこうとする人々であつた。

また同制度の変更が最初に提案された直後、政府は新しい強制的医療保険制度（Medisave）を発足させた。吳作棟が第二保健相となつて造り上げたこの制度は、人口の高齢化と保健省の支出する病院医療補助費の増大に対処するため、中央備蓄基金のなかにメディセイブ勘定を設置し、これに各自積立金から一万Sドルを将来の入院費用として留めおこうというものであつた。六十歳以上の高齢者一人を養えるものの数は一九八〇年に九人いたが、二〇三〇年にはわずか三人になつてしまふ。制度の改革は必至であり、吳作棟は、国民への事前説明に十分時間をかけた。しかし、一万Sドルという額は不十分なものであり、社会的補償の度合いを高めるべきだとする与党議員（とくに杜進才）からも厳しい批判が投げかけられた。⁽¹⁰⁾

その他の不人気な政策には、一九八〇年一月から実施された小学校三年修了時の能力別クラス分け制度もあつた。第5部第7章（三九〇ページ）で述べたように六〇年代後半以来の二言語主義教育の結果、現実には二言語とも修得できない「ドロップアウト」が多発した。しかば、と新しく実施されたのが、小学三年修了時の試験で能力を査定し、二言語コースと単言語コースにわけ、前者は大学まで進めるが、後者は職業訓練学校までと定めてしまったのである。⁽¹⁾

人間成長の将来を小学三年修了時で定めてしまうという、この制度の厳しさがじわじわ感じられた一九八三年八月、李光耀首相が高学歴女性の独身・少産傾向を憂慮する演説を行なった。その翌年一月、政府は突然、高学歴女性の出産奨励措置を発表した。高学歴女性の第三子以上には、幼稚園・小学校入学登録で優遇するというものである。さすがにこの政策には、前人民行動党委員長の杜進才も、貧富・教育水準による差別であり憲法違反だと、反対論を展開した。だが六月になると、今度は逆に貧困家庭の妻に対して第三子以上を作らせないよう不妊手術を奨励する措置を発表した。

ちなみに、政府が一九八四年にとつた上記二つの政策は、高所得水準が高学歴・高知能水準に、また低所得水準は低学歴・低知能水準に結びつく、という発想に基づくものだが、これは李光耀の年来の持論である。六〇年代後半、いまだ人口増加を抑制し得なかつた時代、李光耀は、低所得・低教育水準の両親からは平均以下の知能をもつた子供しかできない、という論を展開して、六九年末の国会に堕胎・不妊化法を可決させている（人口問題は第7部参照⁽²⁾）。

第2章 第三世代のデビュー

しかし、このように不人気な政策の提言や実施にもかかわらず、一九八四年末総選挙の結果は、人民行動党政府を依然支持し続けるものであつた。

李光耀は党・政府の世代交替をさらに進めた。党では一九八五／八六年期中央委員会から王邦文^{オングン}、バークレー、蔡善進^{チユアシエン}が退き、第一世代で残るのは李光耀のほかは、何家良^{ホカーレオン}、莊日昆^{チュンジツクン}のみとなつた。平委員の何と莊は、それぞれ六六年、六八年当選で第一世代だが、中央委員としてはともに八三年に就任したばかりで事実上は、新人と同じであつた。一方政府閣僚では、吳慶瑞（八四年選挙に出ず）、王邦文、蔡善進らが退き、第一世代で残るのは李光耀、ラジャラトナムとバーカーのみ、また国務相・政務次官クラスでも三人となつた。なおラジャラトナムは八五年以降新設の総理府上級相となるが、このポストは九〇年以降に李光耀のものとなる。

1 首相子息に脚光

一九八四年総選挙では、第三世代（八四年以降当選組）が登場した。新人二四人うち、李光耀が

閣僚級と評価した四人、胡賜道（リチャード・フ）、^{フーツー}李顯龍、^{リシンルン}黃根成、^{ウォンカクソン}姚照東は直ちに閣僚、國務相ポストにつけられ、二年後にはこれが八人に拡大する。一方党務では、八七／八八年期から李顯龍と黃根成の二人が中央委員会に平委員として顔を出し、九一／九二年期にさらに三人が加わるという具合であった。

以上のうち胡賜道は、シェル石油出身でシンガポール金融管理庁ジェネラル・マネージャーから転身であった。八四年年末に五十八歳であり、藏相前任者の韓瑞生と同様、専門知識・経験を買われ、いきなり商工相、藏相に就任している。ただし人民行動党の将来をになう指導層には通常含まれない。

第三世代グループではなんと言つても、李光耀の長子、李顯龍が学業・経歴・政界入り後の活躍において抜きんでてている（一九五二年二月十日生まれ）。父親をも含めて、過去・現在の政治指導者の中でひときわ優れているのは、語学の才である。英語使用家庭の中にありながら初等教育を華語学校で過ごし、マレー語は家庭教師に習っている。いずれの言語もよくこなすため、政治家としての優位性は際立っている（マレー語はジャウイ緩まで修得、他にロシア語もできる）。この点第二世代指導層では陳慶炎以外に並ぶものがいない。

李顯龍はまた、数学系統にも優れた能力を示した。大学前過程のナショナル・ジュニア・カレッジでは数学、物理学、統計学、経済学に優等の成績を収め、一九七〇年の大統領奨学金を授賞している。彼の経歴はここから他の指導者とは著しく異なったコースへ進む。七年の兵役に新

兵として参加し、そのまま軍に残つて八四年七月一日に准將にまで上つたからである。この間七二一七三年には、ケンブリッジへ留学し、最初の二年で両親と同じ二科目優等（彼の場合は數理統計学と数理経済学）の成績を収め、また八〇年にはハーバード大学J・F・ケネディ行政学院へ派遣され、経済理論、公共政策決定理論、国際関係論を学んでいる。軍にありながら統治の学を修めていたわけである。

なお李顯龍の軍への参加は、創設間もない國軍の地位を大いに高めたとも言われている。急速な経済成長をとげ、経済界でも人材が払底気味であった一九七〇年代に軍や国防省は優秀な人材を集めることに成功している。さらに顯龍がその後軍から政界入りしたことも、軍の政治的・社会的役割をさらに高めることとなつた。

2 子息李顯龍の初舞台（一九八五～八六年）

経済は、一九八四年に八・一%の率で成長したが、後半から景気の冷え込みを示しはじめ、年が改まるごとに不況の様相となつた。三月、陳慶炎蔵相（五月からは胡賜道が蔵相）は、新年度予算演説を行なつた際に、いまだ八五年につき六%の成長を予測していたが、それでも経済動向の構造的変調を察知していた。そこで陳は「経済戦略の微調整」と断りつつも、八〇年代の経済開発計画を徹底的に総括し直し、かつ八〇年代後半に関する政策勧告を行なう経済委員会

を設置することにした（三月八日）。

この委員会の委員長が商工国務相に任命されたばかりの李顯龍リ・シン・ヨンであった。李顯龍にとつてこの任務は、自らの政治家としての将来を決する重大任務であった。彼は直ちに高級官僚三人、主要企業グループの民間人九人からなる委員会を発足させ、まず七月末に中間報告、十一月末からは八つの分科委員会の報告、また一九八六年一、二月に本報告と、任務を成功裡に遂行した。

その内容と、政府により実際に採用された政策を述べる前に、一九八五年の不況について一言せねばならない。八四年後半、輸出依存度の高いシンガポール経済は、輸出鈍化、製造業不振の傾向を示し始め、八五年の国内総生産は対前年比マイナス一・八%に下がった。この種の統計が作られだした一九六一年以来初めてのマイナス成長であった。原因には先進国の不況に加え周辺諸国における石油・一次產品市況悪化による不振があつた。またこれらと関連して国内では、エネルギー関連の石油精製、船舶建造・修理、オイルリグ建造などの基幹産業の構造不況が続いており、また輸出産業の競争力低下、建設業の供給過剰等が顕在化していた。

こうして李顯龍の委員会が取り組んだ問題は、当面の景気テコ入れと、不況で露呈された経済体质の弱点克服という中長期的な課題であつた。

前者、当面の景気テコ入れ策としては、諸料金の引き下げ、公共事業の支出促進、賃金凍結、中小企業対策などが盛られている。だが問題はとくに後者、中長期的課題にあつた。ここで指摘されたことは次の三点である。(1)石油精製、造船など基幹産業が世界的な需給条件の変化により、

八〇年代に縮小したこと、(2)国際競争力と企業収益が失われたこと、(3)国内総資本形成の低下に起因して国内需要が落ち込んだこと、である。

中央備蓄基金にメス

これらのうちシンガポール経済の体质問題に関する(2)と(3)について、委員会は問題項目をあげ、政策勧告を行なつた。ここではその問題項目と、一九八六年二月に政府が採用を決定した政策内容を略記する。

まず(2)では操業コスト上の問題として賃金・中央備蓄基金積立率などの上昇、および間接税・公共料金などの間接コストの上昇をあげ、次に(3)で、同じことに起因する財政政策上の問題として、中央備蓄基金積立率が大幅に引き上げられたことによる、高い国民貯蓄（一九八四年で四一・六%の貯蓄率）が大部分、住宅建設などの投資効率の悪い建設部門に投資されるという、資金分配上の誤りを指摘している。

中央備蓄基金は、すでに前章でも述べたとおり、一九五五年に使用者・雇用者双方から五%ずつを積み立てさせ、当該雇用者の退職後の年金とすることでスタートした。その後積立率の引き上げにより集中された資金量は増大し、古くは公営住宅の建設から新しくは地下鉄建設まで諸開発計画の資金源となってきた。途上国シンガポールの経済開発がほとんど外国からの資金援助に依存しなかつたのも、この基金のゆえであり、また経済成長に伴う賃金上昇も、上昇率に見合う積立率の引き上げで貯蓄に移転させ、インフレに連動させなかつた。政府にとつて、この基金は

いわばシンガポール経済の「支柱」であった。

積立率は一九七〇年代に一貫して引き上げられ、八四年五月にはついに使用者・雇用者ともにそれぞれ二五%に達した。使用者側は、雇用者に対し協定賃金より一五%余計に支払い、雇用者は同賃金より二五%少なく受け取る。雇用者は五十五歳になると、合計五〇%分を受け取る。人民行動党政府は、国民に廉価な公営住宅を提供し（八七年には国民の六九%がこれに住む）、医療を含め一定の老後生活を享受させる。これはすべて中央備蓄基金の効果的運用の結果であった、と自負する。

従つてこの制度の手直しには政府部内に李光耀を含め抵抗があつた⁽¹³⁾。だが、使用者にとって二五%の追加支払いは厳しすぎた。少なくとも不況期には、これが目の仇となつていた。

政府は結局、一九八六年二月末に、経済委員会報告を大筋で受諾し、中央備蓄基金積立率使用者側納付につき、二五%から一〇%へ引き下げる 것을決定した。またこれと同時に、個人所得税と法人税率の最高税率をそれぞれ四〇%から三三%へ下げ、政府所有の工場用地・アパートの賃貸料も五〇%引き下げる、こととなつた。

政府はまた、この一二月から公共部門の賃金抑制にとりかかつたが、民間部門についても労使と政府との間の賃金ガイドライン決定機関である全国賃金評議会（NWC）に働きかけ、賃金凍結指針（経済回復まで一九八五年水準を守る）を発表させた。

一九七二年の同委員会発足以来初めての、この賃金抑制指針は、あくまでも字義どおり労使間

交渉のガイドラインにすぎない。呉作棟第一副首相、王鼎昌第二副首相、そして今は商工国務相から商工相代理に昇格していた李顯龍は、この苦い薬を労働組合に飲ませるのに三ヶ月を費した。労働者全体の二割程度に当たる政府系組織労働者は概ねこれに従つたが、未組織労働者には若干の問題が残つたことが知られている。ただ近隣諸国と較べたシンガポールの賃金水準の高さは誰もが認めるところであり、独立以来初めてのマイナス成長に対処するための全体的な賃金抑制は大きなトラブルもなく実施されたと言つていい。

なお政府は、これより先の二月一日、以上の施策の他、官主導的な経済運営体質を改善し、民間活力を活性化させる目的で、公企業の民営化を検討する専門委員会を発足させた。当面の検討事項は民営化すべき公企業の特定、公企業の株適性保有量、民営化の时限などである。またその翌日には、政府系企業の事業範囲を民間企業が参入しない事業とすることも発表された（第6部第5章の3参照）。

いずれにしても、一九八六年年初以来の賃金抑制は、海外需要の回復にも救われて、八七年には早くも効果を著した。経済成長率は八五年のマイナス一・六%から八六年一・八%、八七年八・八%、八八年一一%と回復する。経済委員会の立て役者だった李顯龍は八八年八月「中央備蓄基金積立率の引き下げと、二年間の賃金抑制で競争力は劇的に回復した」と自賛している。

最後に李光耀首相は、これに関連して次のような内幕を語っている。「高賃金政策は、大蔵国務相だった吳作棟が一九七九年度予算を作ったときに始まる。彼は當時、韓瑞生蔵相や経済顧問

のウインゼミウス博士と共に、シンガポールの賃金が低すぎると判断していたのだ。われわれはこの政策を一、三年で止めるべきであったのに四年も続けてしまった。だが吳作棟はその後賃金の不況から脱出しようとする時、同僚の閣僚がシンガポール・ドルの切り下げを主張したのに対して、価値の維持を主張し、結局シンガポールの資産を守り抜いた^[14]。

第二、第三世代の吳作棟、李顯龍らは、厳しいハードルを越えた。こうして一九八八年九月の総選挙の後、李光耀の二年後首相辞任があらためて公式に明らかにされる。

しかし政権委譲のためには、完全防備体制とでも言うべき完璧な備えを構築する上で、なお二つの問題を解決せねばならなかつた。一つは法的側面での体制構築であり、いま一つは若手指導層が体制維持のため、李光耀の言う「空手チョップ」を抜き打つ胆力を示せるかどうかであつた。

第3章 政権委譲で完全防備体制の構築

経済不況に見舞われた一九八五年は、政治的事件の少ない年であった。八六年になると、マイナス成長は第一・四半期で終わり、経済は徐々に回復はじめた。プラス成長への転換は、電子・電気、石油精製、修理船業に年初以来明るさが見え始めたことによる。また年後半には、高

賃金コストの是正や円高が効きだした。こうして六年はプラス一・九%の成長となつた。

経済に必要な手段を講じた後の一九八六年、李光耀の関心は再び政治問題へ傾いた。この年、国会では国会法、新聞・出版業法、法務業法の三法が改正され、政府批判封じが行なわれた。国会法改正に伴い「ミスター野党」ともて離されたジエヤレトナムが国会から追放され、新聞・出版業法改正では、海外メディアの政府批判が封じられた。また法務業法改正では、国内に残されたもう一つの批判勢力、法律協会に拠る政府批判グループが法曹界から締め出された。

1 ミスター野党の国会追放（一九八六年）

一九八一年に人民行動党の国会完全制覇を破った労働者党の書記長ジエヤレトナムは、それ以前から李光耀とトラブル続きであった。すでに述べた七六年総選挙における李光耀首相名譽棄損事件は、結局ロンドンの控訴院にまで持ち込まれ、八二年二月ジエヤレトナムは一三万ドルの損害賠償を支払わされた。

そしてその後もジエヤレトナムおよび労働者党と、李光耀および政府との間には、一九八四年末までに双方から合計七件の訴訟が起こされた。この中には労働者党側から起こされた名譽棄損訴訟四件もあつたが、いずれも却下・棄却の判決で敗れている。

一方政府側は一九八三年八月、ジエヤレトナムと労働者党の黄漢照委員長とを突然、「党会計

虚偽報告」で刑事告発した。この事件が、後にジエヤレトナムの国会追放へと発展する。告発内容は、二人が党への献金を公認の經理担当者に渡らないよう妨害した、というものであったが、これを審理した上級地方裁判所の邱甲立^(カウカーリー)判事は主訴因には無罪、他の件につき一人に罰金各一〇〇ドルを科した。政府は、この軽微な科料の判決に不満で控訴し、結局八六年十一月高等裁判所は、二人に罰金各五〇〇〇ドル、拘留一ヶ月の判決を下した。

この判決の結果、ジエヤレトナムは、二〇〇〇〇ドル以上の罰金刑を国會議員の欠格条件とする共和国憲法第四十五条の規定により⁽¹⁵⁾、五年間国會議員の資格を停止されてしまった。ジエヤレトナムはもちろんこれをロンドン控訴院に提訴し、二年後議員資格の回復をシンガポール政府に要求する判決を獲得した。政府はこれに対して国内における刑事有罪判決は、ロンドン控訴院の決定に馴染まないとして、受け入れを拒否し今日に至っている。

ところで事件は、これだけでは納まらなかつた。政府はこれを機会に国会法を改正して議員の国会における特権・免責・権限の規制を強めたのである。

ことは一九八六年一月、ジエヤレトナム議員が国会で「特定の判決を行なつた判事が人事上で不利な取り扱いを受けた」と発言したことに始まる。彼はその後も、行政がこの特定の事件で司法府に圧力をかけたと主張した。もちろん上記の刑事事件で自分に有利な判決を出した邱甲立判事のことであつた。

政府は、この機会を逃すことなく、六月に司法独立性に関する査問委員会を設置し、ジエヤレ

トナムに對して行政府介入の証拠提出を求めた。こうした性質の問題については、よほどの内部告発がない限り、部外者が特定の証拠をだすことはまず不可能であろう。

政府にとつて、国会議員が証拠もなしに無責任な言動を繰り返すことは許すべきでなく、裁判所で罰金二〇〇〇ドルの有罪判決を受けたものだけが議員資格を失うのでは不十分であつた。政府は、八月後半の国会に国会（特權・免責・権限）法改正案を提出し、同日中に可決させた。趣旨は、「国会自身が、国会特権を悪用し、不名誉な行為、侮辱の態度を示す議員を特定し」、これに対する罰則を「議員資格停止、五万ドルまでの罰金に処する」と強化するものであつた。

政府はこの法に基づき、九月に国会議員特権委員会を設置し、ジェヤレトナム議員の「証拠なしの言動」を徹底的に追及した。四日間続いた委員会はテレビ・新聞に大々的に報道された。

この後ジェヤレトナムは一九八六年十一月に有罪判決を受けた（この時点で五十九歳）ため、以後五年間は総選挙には出られなくなってしまった。しかも、この間に彼の選挙区アンソンは区画調整により消滅した。またその次の総選挙は九一年八月に行なわれたため、再び彼は選挙に参加できなかつた。共和国憲法では、国会は五年を限度に解散され選挙となるよう規定されているが、六八年以降は四年に一度が慣例となつていていた。ジェヤレトナムは、その三カ月後に、やつと立候補資格を回復した。

もう一件、ジェヤレトナムは一九八八年総選挙での応援演説で再び李光耀を中傷したとして訴えられ、九〇年八月に二六万ドルの賠償支払いを命じられた。

2 新たなメディア規制（一九八六年五月八月）

ジエヤレトナム事件が進行する一方で、政府はメディアの規制にも乗り出した。政府は、すでに述べたとおり（第5部第6章）、一九七一年にまず国内メディア、続いて七四年から外国メディアに対して規制を強めていた。

ここでは、一九八六年における外国メディア規制を扱うが、その前に七〇年代末以降の国内メディア対策を一瞥する。七〇年代前半に英語系メディアを完全コントロール下において政府は、七七年の法改正で二大華字紙、「南洋商報」と「星洲日報」の経営陣を親政府の人脈に入れ替えさせ、影響力を強化した。

しかし一九八〇年代に入ると、政府はもつと直接的に新聞経営へ口を出し始める。「南洋商報」と「星洲日報」とは八二年四月に単一の持ち株会社、シンガポール・ニュース出版社（SNPL）の下に置かれ、翌年三月には、両紙を「南洋星洲聯合報」と一つに統合してしまった。一方英語紙を出すストレイツ・タイムズ社には華字紙「新明日報」の株買取りが認められ（八三年九月までに五九・四%取得）たから、結局国内のメディアは、この二社に整理統合されることになった。これについて李光耀の説明は、学校で華語教育が後退を続いている以上、将来は華語新聞の読者も減少するであろう、従つて、そのマーケットを幾つもの新聞が争うのは避けねばならない、と

いうことであつた。⁽¹⁶⁾

だが「読者が減少するから」という説明は、長期的見通しとしては正しそうでも、当時の情況には違つた見方もあつた。人民行動党の主要幹部だった李炯才是その著『南洋華人』の中で「両紙のスタッフはこの併合を恐れた。両紙とも利益を上げていたし、部数も減つてはいなかつた。併合する理由はなかつた。政府の干渉が強すぎるので、記者たちは概して不安になり、落胆した。併合すれば多数の失業者が出すことを心配し、不安感にとらわれた」と記している。⁽¹⁷⁾

政府によるメディア統廃合の目的は、翌一九八四年七月に明らかになつた。上記二社のほかタイムズ出版社が単一の持ち株会社シンガポール・プレス・ホールディング社（S P H）の下に置かれることになつたのである。新会社の時価総額一四億ドルは、シンガポールで最大となつた。音頭をとつた政府は、激烈な販売競争と重複投資をさけ、将来の通信情報技術分野への進出を目的とする、と説明したが、反面メディアは政府が完全支配するところとなつた。

例えば、新会社の首脳陣は、会長に林金山（リムキムサン、華僑銀行会長、高裁判事）が就任したほか、その他の理事には黄祖耀（ウイヨウツウヤオ、大華銀行会長）、蔡錦耀（チユアキムイエオ、シンガポール開発銀行会長）、容永成（ヨンヨウチエイ、（フランク・ユン、通信公社会長）、苑佑安（エンユーハン、マイケル・ファム、M R T 総裁。F & N 会長）、唐義方（ジョン、（ジュロン市公社会長）、S · R · ナタン（元国内治安局長、外務省次官、S T 社社長、高等弁務官）が含まれていた。⁽¹⁸⁾ 前閣僚の林金山は、ラジヤラトナムが李光耀の親友としてあげたわずか三人のうちの一人であり、楊文孝は一九九〇年九月に最高裁判所長官となる。以下の理事も、政府に密

着した民間企業人や、政府系諸企業の首脳たちである。

国外メディアの「内政干渉」

このように国内メディアが政府の完全支配下に置かれると、人民行動党政府に反感を持つ国民は、当然欧米や香港から来る新聞・雑誌に「眞実」を求めるようになる。これに対抗して政府は、従来「不当な記事」を書いた外国人特派員を国外退去に処するとか、こうした記事の取材・販売に協力したシンガポール人を逮捕・拘留して謝罪させるなどの措置をとつていた。

しかしジェヤレトナムの活動が外国メディアの関心を引くに従い、シンガポール政府はもつと強力な対策を講ずることに決し、一九八六年五月五日、新聞・出版業法の改正案を国会に提出した。内容は、「主管大臣は、国内政治に不当に介入したと認められる外国の新聞・雑誌の輸入・販売を制限することができる」というものである。

政府は、この法案を成立させるため、まず国内メディアを動員し、賛否両論の投書を掲載させ、次に政府見解として各閣僚の投書を掲載させた。これらのうち次のラジャラトナム上級相（元外相）の発言は、シンガポール政府の最も代表的な見解である。「わが国は報道を包括的目的への手段と考へる。国家統一、独立、安全保障、繁栄、諸悪の根絶などだ。ジャーナリズムは政府の威信を破壊する許可証をもつてゐると思ひ込むべきではない」。

八月一日に圧倒的多数で可決されたこの改正法の適用第一号は、アメリカの『タイム』誌であった。同誌は、「ジェヤレトナム事件で誤報したにもかかわらず」政府情報官による訂正要請文

の全面掲載を拒否し続けた。このため十月十五日、同誌はシンガポールでの販売部数を九〇%削減されることとなつた。

この後は一九八七年だけで『エイシャン・ウォール・ストリート・ジャーナル』紙、『エイシャ・ウイーク』誌、『ファーリ・イースタン・エコノミック・レビュー』誌の三つがそれぞれ別々の理由で九〇%から九四%の販売部数削減を命令された。これらの事件で特徴的なことは、処分を受けたのがアメリカ（のダウ・ジョーンズ）系紙誌であったこと、シンガポール側が個々の記事を事細かに調べ、問題箇所それに訂正を添えたものを送付し、これを全文、当該紙誌が掲載するよう求めたことである。訂正要求は、見解の相違や些末な間違いにまで及んだため、これら紙・誌の編集者は全面掲載に応じず、これがまた、「国内政治への不当な介入」を構成する事由となつた。

この時期、アジアに販路を伸ばしてきた欧米系メディアは、急速な経済成長をとげる東南アジアの権威主義的諸国における民主主義、人権問題に強い関心を示し始めており、これが諸国政府の共通の頭痛の種となっていた。この点欧米メディアの扱いに馴れていた李光耀は、自己の立場を固め臆するところなく規制に乗り出したものである。

このメディア規制は、その後も続き、一九八八年には在シンガポール・アメリカ大使館が遺憾の意を表すまでに発展するが、シンガポール政府は「内政干渉拒否」を建前に厳しい態度を続けている。九〇年六月、第三世代のリーダー李顯龍は「マス・メディアの役割は政府の政策を国

民に知らせるにあり、政府に対する支持・不支持を促すことではない」としている。

なお外国紙誌を詳細に調べ、訂正要求を出し続けた首相新聞係秘書（政府情報官）の傳超賢（ジエイムズ・フー）は、後述する「マルクス主義者の政府転覆計画」の摘発に辣腕をふるつた国内治安局長張奕鳴（チヤウイクミン）とともに一九八八年八月、政府により公務金賞⁽¹⁹⁾を授与された。

3 法務業法の改正（一九八六年五月～九月）

上記のメディア規制法改正案が国会に提案された一九八六年五月、もう一つの問題が発生した。シンガポール法律協会がこれに反論し、政府に反旗を翻したからであった。同協会は、同年一月の役員改選で新会長に蕭添寿（セラテン・シウ）を選んでいた。ロンドン大学で法律を学んだ蕭は六〇年代に検事次長にまで昇進したが、退官後弁護士となり、一時は営業を停止されたこともあつた人物である。その蕭会長が、メディア規制にはすでに十分な法律があり、新改正案は不要であるとの、公式見解を発表したのであつた。

すでに述べたように、政府はメディア規制改正案で世論を徴するスタンスを示しており、法律協会はこれに乗つた形で反論を呈したのであつた。だが政府は、法律家ら専門業者は自己の職業に関わることについてのみ発言すべきだ、と反論し、八月末には政府による法務業法改正案を国会に提出した。内容は、法律協会所属弁護士で過去に六ヶ月以上の営業停止命令を受けたものに

ついて、同協会役員への就任を禁止するものであった。改正の目的は、明らかに蕭を会長から排除することであった。

協会は法案の撤回要求を決議したが、政府は、これに対抗して公聴会を開き、協会役員を召喚し尋問した。テレビ放映のなか李光耀は、「協会役員一五人のうち蕭を含む四人が過去に営業停止され、また四人が労働者党に積極的に関係している」と厳しく批判した。⁽²⁰⁾ だがテレビを見た多くの国民は、居丈高な李に対して、冷静沈着な蕭の対応に感銘を受けている。⁽²¹⁾ その結果蕭は、後に反政府勢力の一指導者と見られるようになり、自らも政界入りを考えることになる。李自身もこの時の反響を気にし、後に「敗北ではなかった」と強弁している。⁽²¹⁾

政府と法律協会は、この公聴会の場である種の妥協に達し、改正案修正の協議に入った。だが十月末政府が国会にだし、一気に可決させた新改正案には「法律協会は政府の依頼がある場合にのみ、立法につき論評する」との一項が挿入されていた。蕭によれば、公聴会以降の協議には、全く存在しなかつたものという。

この法改正後、シンガポール法律協会では政府支持派が台頭し、協会内の蕭添寿とそのグループは追われた。だが話はここでは終わらない。蕭らは一九八七年以降の複雑怪奇な「マルクス主義者による政府転覆計画」のなかで再登場する。

4 選挙制度の手直し（一九八七～八八年）

一九八六年に成立した上記三法は、直接的に特定の政府批判勢力を対象としていた。だが以下に述べる二法、選挙制度と大統領制度の変更は、他に目的が掲げられ、間接的な効果として野党・批判勢力の伸長・活動を阻害するよう作られている。

選挙制度の改正は、一九八七年一月、与党議員から提案された。林文興議員によると、「現在の選挙区を例えれば、三区ずつ一つにまとめ、新選挙区とする（公式には「グループ代表区〔GRC〕」という）。従来の三区の三人の候補は、一つのチームとして選挙に臨む。投票は一人一票とし、最多得票チームを当選とする。またこの新選挙区は、（地方自治の単位として）区議会（town council）を構成し、選出議員がその長を兼ねる」というものであった。

この時以来、諸議員・学者らの賛否の議論がメディアに紹介されたが、二月末になると呉作棟副首相から、政府の意向として「地方自治を復活させ、市民の日常生活を中央行政と直結させるため」として、新選挙区（GRC）＝区議会制度の法制化計画が発表された。だがこれには野党陣営から反論が出た。野党チームを当選させた新選挙区の区議会は、かえって中央との連絡が悪くなり、市民向けの行政サービスに支障をきたす。つまりこの構想は、市民に野党を選択させないための陰謀だ、との批判を受けたのであった。

その結果、吳作棟は十一月末、同じ議員チーム化でありながら名目を異にする国会選挙法改正案を提出した。新しい名目は、「少数民族議員の一定数を国会に確保するため」とあり、区議会問題は別途考慮し直すこととなつた。新しい名目に沿つた改正案では、三人チームのうち一人は必ず少数民族とすることになった。当時の選挙区（＝一議席）は七九であり、仮にうち三九区を一三の新選挙区にまとめれば、一三人の少数民族議員が確保される、という仕組みである。

急に出てきた少数民族議員確保とは、どういうことなのか。シンガポールには一九六〇年代まで少数民族、とくにマレー人が集中的に居住する地域があつた。人民行動党政府は、マレー・シア加盟時代における暴動騒ぎの原因がクアラルンプールのマレー人政府による、シンガポールのマレー社会への介入・扇動であつたと判断し、このマレー人の分散移住に乗りだした。公営住宅への転居時を利用して、マレー人がどの地区でも完全な少数民族となるよう仕組んだのであつた。

李光耀によると、この政策は諸種族の融合上必要なことであつた。だが、逆に否定的な結果も生んでしまつた。人民行動党は多種族主義政党として全種族から国會議員を立ててゐるが、どの選挙区でも華人が多数派となつたため、種族比に見合う数のマレー人候補を立てることが困難となつてきた。華人有権者は、マレー人を自区の代表として持つことに抵抗し始めた、という。

選挙民の意向に迎合し、好まれないマレー人を排除して、華人だけを候補に立てれば、一人一票、一区一議席の現選挙制度を続ける以上、国会は華人議員のみとなるだろう。近隣のマレー系大国は、華人が完全支配するシンガポールを好ましくは思つまい。とすれば現制度の継続は、賢

明な選択ではない。李光耀によれば、議員チーム化構想は、もともと自分が言いだしたものであったが、「若手指導者らは、種族問題に公然と取り組むことを躊躇し、地方自治問題にすり替えてしまつた」という。その結果、野党絞め出しの便法と批判され、結局自分が言つたように、法案の目的を元に戻したのだ、という。⁽²²⁾

この改正案は、当時の有権者の一部における種族主義的傾向を阻止する上で、確かに目的を射たものであった。しかし、一九八四年総選挙で与党が失つた二区における与党候補はともに華人であつた。またこの選挙で与党のマレー人候補八人（他に一人無競争当選）の平均得票率は六〇・八%であつたが、当選した華人と党候補で得票率がこれより低かつたものは一一人もいた。これら的事実は李光耀の主張が投票パターンの上では必ずしも正しくないことを示している。

李光耀の動機、一人一票制への疑問

李光耀の選挙制度変更の動機は、有権者の種族的投票パターンのためではなかつた可能性もある。一九八四年の総選挙直前の記者会見で、李は、「アンソン区で馬宝山^{マボウサン}が敗れるのなら、一人一票制度がおかしいのだ。つまり民主主義は、眞に国家を運営することができることを意味する」と語つてゐる。

実は、李光耀は、一九五九年に政権をとつて以来、途上国では一人一票制度が有效地に働かないものだと確信していたのである。李光耀は、一人一票制を世界に輸出したイギリスで、一九六二年にその趣旨の演説を行なつており、また六四年四月のマラヤ総選挙で敗北した際にも、一人一

票制度は人民が「合理的選択」をする場合にのみ作動する、と語っていたのである。⁽²⁴⁾

新しく提案された議員チーム化制度では、一人一票制は変えられない。だが政界入りを志すものは他に優秀な人材を二人集めねば自らも立候補できない。しかもうち一人は少数民族からでなければならない。人材を集めやすい与党は、この点で有利である。またどうしても当選させたい新人は、すでに議員として実績のある与党候補と組ませればよい。

要するに、この選挙制度改定は、李光耀にとつて少数種族議員の確保に留意し、かつ人民行動党の国会における数的支配を維持した上で、必要な人材を必ず当選させようとするものであった、と言つていいだろう。

この法案は、一九七八年五月に可決され、同九月の総選挙から適用された。全八一選挙区のうち三九区が一二三の新選挙区にまとめられた。人民行動党は従来どおりの一議席区では一区を落とし、得票率は六三・一二%であったが、新しい三議席区では得票率を五九・七%へ落としながらも全議席をさらつたのであつた。(四五八ページの表6-2参照)

なお、国会選挙法から分離された区議会問題は、同じ五月の国会に、新法案として提出され、六月末に可決された。これによると、公営住宅団地に区議会を設置し、団地管理権を住宅・開発庁(HDB)から区議会へ移転する、そしてその区議会議長を新選挙区で当選した三人チームの国会議員から選出する、というものであつた。だが政府はその後この区議会を一議席区を含めた全選挙区に設置することにし、一九九〇年八月までに作業を完了した。

有権者にとって、今後は国会議員が居住選挙区の生活環境保全を管理することになったわけである。官僚行政機構が長いこと人民行動党政府の手足となってきた関係上、区議会の任務遂行には与党議員が圧倒的に有利となつてゐる。有権者は李光耀の言う「合理的的選択」を迫られることがとなつたのである。

5 大統領制度の変更——政権委譲への制度的仕上げ

李光耀首相の政権委譲作戦に伴う完全防備体制の構築は、以下の大統領制度の変更で法的側面については一応完成する。

大統領制度を変更するという話は、一九八四年四月、李光耀が「国家資産の食いつぶし対策」としてこれに言及したことに始まる。将来の政府による準備金の食いつぶしを監視するため、従来儀礼的存在だった大統領に強い権限を与える、というものであった。だがこのことは、李自身の首相退任後の身の振り方と結びつけられる。国民は、李が大統領の権限を強め、これに自分が就任するためのもの、と受け取つた。

李光耀はこの年の八月十九日、「六十五歳で引退する」と初めて自分の退任時期を明らかにした。一九八八年九月十六日に満六十五歳となるので、四年後のことである。

李光耀が大統領制度の変更に言及したとき、政府はすでに問題の検討に入つていたようだ。だ

が若手閣僚たちはこれに抵抗したらしい。少なくとも制度変更には、「白書」による国民への告知、国民投票による意向の確認が必要であり、その上で法案を国会に提出しよう、ということになった。ところが李光耀によれば、若手指導層は「白書」作成だけで四年を費やしてしまった。もし李光耀が、首相退任後に新制度⁽²⁴⁾の大統領へ就任したいのであれば、首相在任中に制度を変更した方が手っ取り早い。また「白書」作成に時間が必要となれば、首相退任を遅らせた方がよい。実際、「白書」作成の責任を負わされていた吳作棟は、一九八五年十一月に訪米し、「李光耀は首相辞任を九〇年へと二年遅らせる。この年に初の民選大統領が生まれる。新大統領と首相が権力を分け合うだろう」と語っている。⁽²⁵⁾

〔大統領白書〕

ところで従来、共和国大統領は、国会により選出され、その権限は「内閣、あるいは内閣の一般的権限に基づき行動する閣僚の助言に従い行動する」ことになつていた。大統領が自己の裁量で行動できるのは、首相の任命（国会で大多数の支持を得られるものに限る）と国会解散要請への同意拒否だけにすぎない。⁽²⁶⁾つまり、大統領は、事実上首相やその代行閣僚の意のままに行動し、自ら行政・立法上の決定を行なわない、儀礼的存在とされてきたのである。

これに対し、四年を要して作成され、一九八八年七月末に国会へ提出された白書は、「金融資産保護と公務員の廉潔性保持に関する白書」と題されていた。これによると、新大統領は、(1)国会ではなく国民の一般投票によって選出され、また四年前に言っていたように、(2)政府によ

る国家金融資産の使用方を監視する任務が課せられるほか、当初全く言及されなかつた次の四つの権限が賦与されることが明らかにされた。すなわち(3)特定の国家・政府機関の基幹職に対する任命拒否権、(4)国内治安法政治犯の釈放・拘留継続に関する認可権、(5)政府による非常事態法の乱用防止の権限、(6)宗教活動に対する政府行政への一定の抑制権限、(7)閣僚汚職への調査権、である。

上記(3)に含まれる基幹職には、最高裁判所長官以下、同判事、法務局長、会計監査局長、主計局長、少數種族委員会（委員長・委員）、公務委員会（同）、国防軍委員会（非職権委員）、國軍司令官、三軍の司令官、警察庁長官、汚職取締局局長、法定機関・国営企業の幹部職などが列記されている。またこうした役職への任命拒否権を新大統領に与える目的は、植民地時代から受け継いだ能力主義を基にする優秀な官僚機構を不ポティズムから守る、つまり公務員の廉潔性を保持するため、とされている。

一方、大統領の就任資格としては、閣僚・最高裁長官経験者、上級公務員、払込み資本一億ドル以上の会社社長とする、となつてゐる。

この資格条件からして当面大統領になれるのは、李光耀自身、もしくは李に近い人物しかいないであろう。李光耀は、そのような人物に、国家の管理・運営に必要なほとんど全ての事項と担当者をチェックする権限を与えようとしているのであつた。

与党内でも反対意見

国民がこの「白書」に示した反応は極めて悪かった。国会では元主要閣僚・主要党幹部の王邦文^{王邦文}までが、強く批判した。社会開発省の民意調査局は、この問題で公聴会を開いたが、『ストレイツ・タイムズ』紙によると、参加者三六人中、「白書」に賛成した者は「わずか」であった、という。

政府は、呉作棟が国民投票を実施してもよい、と譲歩的発言を行なうほど、追いつめられてしまつた。その直後の九月総選挙は、「白書」への賛否を示す絶好の機会となつた。結果は、政府にとって前回の二議席喪失から一議席喪失へと回復したが、得票率は逆に六一・九%（無効票を除くと同六四・八%）から、六一・八%（同六三・二%）%へと低下してしまつた。

この結果をどう評価するかは、なにを基準にするかにかかる。李光耀は、これを「相当な勝利」とし、呉作棟は、これで「二年以内に首相を受け継ぐ」と語つてゐる。この二人には、これを「勝利」とし、ことを強引に進める以外に時間的余裕はなくなつていたのである。

こうなると三分の一の支持を要する国民投票は危険すぎた。政府は、国民が新大統領制度を選挙すでに承認したとして、国民投票の必要性を否定し、残された二年を反対論のガス抜きと、メディアを介した賛成論の醸成に当てるにした。幸い「白書」に反論を展開した与党議員たちは、九月の選挙には立たなかつたが、あるいはその後に懐柔されてしまつた。

二年後の一九九〇年八月、政府は、二度目の「白書」を発表したが、その内容は、最初の「白書」と同じで、ただ「若干の箇所で意味を明確にするため」のものにすぎなかつた。その三日後、

政府は民選大統領法案を提出し、三五日後には反対なしで国会を通過させた（唯一人の野党議員は病欠）。

李光耀は、国会での法案がスムースに通過することが明白となつた十一月二十六日、ウイキム・ワイ黄金輝大統領に首相の辞表を提出した。

国会を通過した民選大統領法案は、最後の儀礼大統領黄金輝が署名し、一年後の九一年十一月二十九日に発効した。黃はこの時点で大統領任期を二年弱残していたため、同日彼が新制度下の最初の大統領となり、残りの期間を全うすることとなつた。

李光耀の考え方

ところで、李光耀自身は、自らの民選大統領就任をどう考えていたのか。制度変更の意向を国民に明かした当時、彼は確かに一つの可能性として首相退任と新大統領就任とを結びつけて考えていたようである。彼の忠実な同僚ラジャラトナムは、直ちに制度変更に賛意を表明している。だが、その後李光耀の長男李顯龍リ・エンロンが政界入りすると、彼への首相ポストの譲讓がやかましく噂されるようになり、「李王朝論」にまで発展した。李光耀は、最善のものが後を継ぐべきであり、顯龍がその可能性を秘めていると、眞面目に考えていた。

一九八五～八八年前半の間、李光耀は自らの大統領就任と息子への首相譲の問題で絶えずメディアから問われ、また自らも頭を悩ませていたに違いない。だが八八年八月の独立記念講演では、この二つの問題にはつきりと区切りをつけたことを明らかにしている。自分は少なくとも新

制度下の初代大統領にはならない、権力を保持するには人民行動党書記長でいるのがよい、また政権委譲は「吳作棟を頭とする現在得られる最善のチーム」に対して行なう、とした。

大統領制度の変更は、彼にとつて名誉欲からというよりは、自らが築き上げたと自負するシンガポールを次の世代に最も安全な形で移管したいからであった。新大統領は、「完全防備体制」が構築された以上、自分の方針を代行でき、法の定める資格を有するものであれば誰でも構わないものとなっていたのである。

第4章 政権委譲への戦い

1 宗教と政治

政府批判勢力の拡大を抑える三法が成立し、ジェヤレトナムを国会から放逐した後、一九八七年には、年初からアメリカ系紙誌の販売部数制限問題で、アメリカとの関係がおかしくなった。まず『ボイス・オブ・アメリカ』が、次いで駐シ・アメリカ大使館がシンガポール政府を批判した。シンガポール側は、アメリカ国務省が内政干渉した、と応酬した。

一方国内では前年末以来、イスラム教徒マレー社会と政府との関係が緊張し始めていた。政府

は前年末、李光耀の言葉によれば、第二世代ダナラン外相下の外務省の「判断ミスで」イスラエル大統領の公式訪問を迎えてしまった。その結果、国内のマレー社会は動搖し、隣国マレーシアとの関係もおかしくなった。また年があけ二月末になると、李顯龍^{リ・シンルン}第二国防相が「国軍内ではマレー人を上級将校には登用しない」と発言していくことが問題となり、再びマレーシアから強い非難の声が浴びせられた。

若手指導層は、こうした国内外の問題をどう処理するのか。これらは、まさに李光耀の言う「指導者養成に必要な厳しい試練」であった。だがこの後すぐに全く別の新しい試練が発生した。

「キリスト教徒の反政府活動」

一九八七年四月、警察は「公路上で違法集会を行なつた上で」キリスト教徒合計四七人（新訳聖書教会派）を逮捕した。彼らの裁判は五月に行なわれ、国内一二%のキリスト教徒社会に動搖が走つた。また五月二十一日には、内務省が「マルクス主義者に扇動されたカトリック教会活動家等を含む一六人（うち九人が女性）を、『政府転覆計画』を画策した上で逮捕した」と発表した。また六月にはシンガポール・ポリテクニック学院学生ら六人も同様の理由で逮捕された。

政府系に統合されていたメディアは、「共産主義者」のニュースをほぼ一〇年ぶりに大々的に報道し始めた。内務省の説明（五月二十六日）では、「黒幕は一九七五年にシンガポールを密出国した、元シンガポール大学学生会会长の陳華彪^{チン・フアーピウ}。彼らは李光耀の首相退陣後、陳の帰国を実現し、シンガポールにマルクス主義国家を建設しようとした」という。また、内務相は一年前から

カトリック大司教、楊瑞元（グレゴリー・ヨン）に会い、懸念を伝えていた、としている。

シンガポールのカトリック教会は、直ちに「政府の主張は信じ難い」と声明したが、大司教は、その五日後、李光耀首相や内務省代表らと会い、政府説明を了承した。その後大司教は、逮捕者と関係のあった四人の神父に対して「宗教と政治」の混同を避けるよう指示し、さらに彼らの司祭活動を停止させている。

最初に逮捕された一六人とマルクス主義者らによる政府転覆計画とは、これ以降何度も行なわれた拘留者のテレビ告白や内務省声明にもかかわらず、具体性がはつきりしない。一六人中で中核人物とされる熱心なカトリック活動家、鍾金全^(チジキムチユアン)（ビンセント・チエン）とマルクス主義者との関係は、ロンドンに亡命している陳華彪との友人関係に由来するよう説明されているが、その前に陳自身が果たしてマルクス主義者なのか、内務省はこの点で説得力を欠いている。もちろん陳は、この直後にロンドンで『ストレイツ・タイムズ』紙記者らと接触し、自分の立場を声明の形で伝えたが、同紙は粗略に報道しただけだった、と主張している。⁽²⁷⁾

一ヵ月後ジャヤカマル内務相は、「陳、鍾は単なるロボットで、眞の黒幕は不明」と語ったが、これ以降も結局陳から先は不明のままである。なお一〇ヵ月後の内務省声明⁽²⁸⁾は、同じくロンドンに亡命し陳とも連絡のあったマレーシア・マレー人学生が中国を訪れマラヤ共産党書記長陳平に接触した、などと主張している。だが、この声明も陳華彪＝マルクス主義者説を証明し得ていない。さらに一ヵ月後、李光耀は、陳がイギリス諜報組織M I - 6とも関係を持つているかもし

れない、などと言ひだす。⁽²⁹⁾

ちなみにタイ国境地帯に潜んでいたマラヤ共産党は、一九八九年末に武装闘争を放棄し、タイ軍に投降するが、この革命運動の停止は、中国にいた陳平書記長らが八〇年代を通して、おそらく是中国の要求に沿つて、密かに進めてきたものであった。従つて八七、八八年の頃はもはや新たな革命運動を起こそうとしていたとは考えにくい⁽³⁰⁾。

李光耀は彼らの活動を「マルクス主義者の計画」と眞面目に関連づけて憂慮していたのか、あるいはアジアでは當時フィリピンで有名になつていた「解放の神学」系のカトリック神父らの活動とダブらせていたのか。いずれにしても政府は、一九七〇年代から八〇年代にかけて急速な経済発展に伴つて発生した社会問題にキリスト教徒団体が取り組み、これに若年層が関心を示したこと、またそれが政治運動に発展しかねないことを懸念していたようである。現に司祭活動を禁止された四人の神父のうち三人は六月中にシンガポールを離れ、カトリック教会内に置かれていた「外国人労働者のためのカトリック・センター」は事件発生後閉鎖されてしまった。また年末にはアジア・キリスト教会議事務局が国外退去させられている。

当時、シンガポールでは外国人労働者の地位・待遇などに対する社会的な関心が高まりだしていた。とくにフィリピン人女性の家庭内労働には多くのトラブルがあり、大使館に避難する女性の数が急増していた⁽³¹⁾。カトリック教会内の「センター」はこうした問題への一つの対応であった。逮捕された一六人中の一人、張素蘭弁護士（女性）は、こうした女性たちの救済に立ち上がりつ

いた。また彼女は、労働者党に所属し、ロンドン亡命者陳華彪のシンガポールにおける弁護士であり、さらに蕭添寿^{セラブンシウ}と共に一九八七年に法律協会で活発に動いていた。前記した八六年十月の政府による法務業問題公聴会には協会側から参加し、李光耀ともまみえていたのである。

この事件はキリスト教徒やカトリック教会が関わったため、諸外国での反響も大きく、日本でも「一六人を救済する会」が発足したほどであった。またアジア太平洋法律協会をはじめ、国際ジュリスト連盟、国際ジュリスト委員会、アジア人権委員会などが、シンガポール政府への批判や即時釈放要求を表明した。なおアジア太平洋法律協会に対してシンガポール政府批判の報告を行なつたのは蕭添寿であった。

西欧化への危惧

闇に包まれたなか、李光耀首相は、事件発生三ヵ月後の八月の独立記念講演で「宗教がある一線を超える社会的行動に出れば、パンドラの箱を開けることになるだろう」と警告している。⁽³²⁾東西冷戦が解消した後、世界各地で異宗教民族間に紛争が頻発していることから、この点は理解しやすい。実際へたをすれば、国内の異宗教間緊張は高まるだろうし、また近隣諸国からはシンガポールが自国へのキリスト教の布教活動基地になつてゐる、という批判も根強かつた。

一連の事件は、宗教問題に限定して見ると、当時シンガポール政府がとろうとしていた宗教政策との絡みが浮かび上がつてくる。政府は、一九七〇年代初期から経済発展に伴い発生した社会問題への取り組みにアジア的価値体系の援用を考え始めていた。儒教、仏教、イスラム教、ヒン

ドゥ教などは人々に、勤勉、節約、献身、家族愛といった価値を教え、これがシンガポール発展の礎となってきたではないか。シンガポール人が欧米の言語である英語を学ぶのは社会・経済の発展のため致し方ないとしても、個人主義の蔓延や固有文化の喪失は困る、という危惧が李光耀等にはあつた。吳作棟もこれを、欧米的個人主義と東洋的共同体主義のいざれが、シンガポールの繁栄維持に適しているかを決めねばならない、という形で表現している。⁽³³⁾

だが、さらに進めて言えば、宗教問題について李光耀の発想の原点にあるのは、種族、文化の現状固定化のようである。つまりどの種族も他の種族の文化的・宗教的領域を侵さず、現状を固定化することで相互間の平和を維持するべきだということである。父の発想を体した李顯龍は「シンガポールは種族の坩堝（種族大熔炉）ではない。各種族が自己を守るべき国だ」としている。⁽³⁴⁾この発想は、後に「宗教調和の維持」と題する白書にまとめられ、宗教調和大統領諮問評議会の発足となる。⁽³⁵⁾

2 一九八八年総選挙

政府はその後、一九八七年年末までには鍾金全一人を残して拘留者をすべて釈放し、事件は山を越えた感じとなつた。だが世論が問題を忘れかけた八八年四月、釈放者中の九人が突如、獄中告白を否定する声明を発表した。彼らは「共産主義とは関係がなく、陳華彪や鍾金全らの指示で

動いたことはない」と主張し、また獄中で暴行を受けた、と表明した。これは国内治安法で拘留され、釈放されたものには通常禁止される行動であった。

政府は、二日後うち八人（一人は国外にいた）とその弁護士常国基セオノコウケイ（パトリック・セオン）を逮捕した。常国基は、一九八六年に蕭添寿、張素蘭らと共に法律協会で法務業法改正案反対の行動を起こした人物で、一方再逮捕者の中には張素蘭も含まれていた。

「マルクス主義者に唆されたカトリック活動家の政府転覆計画」という政府の主張は、ここで大きく変転する。一九八八年五月六日、国内治安局は「アメリカによる内政干渉に関与した」として、蕭添寿ザウアンショウを逮捕した。この時蕭は再逮捕された八人と常国基のために人身保護条令の申請中であつた。翌七日、政府は駐シンガポール・アメリカ大使館の政治担当一等書記官に国外退去を要求した。政府は、常国基の自供から同書記官が蕭添寿と共謀して、常らの弁護士たちを唆して次回総選挙に野党から立候補させようとした、と発表したのである。

この後はもちろんシンガポールとアメリカ双方の非難の応酬となつた。「アメリカから資金援助を受けた」蕭は、六月初めに国内治安法により一年間の不起訴拘留の命令を受けたが、四〇日後なぜか釈放され（通常の政治犯と同様条件付き）、九月三日の総選挙に立候補する。

「アメリカの陰謀」

人民行動党政府にとって、この選挙は大きな賭であつた。すでに述べたように不人気な法改正を連発させ、また七月末に発表した「大統領白書」も、極めて評判が悪かつた。また気がかりな

表6-2 1988年9月3日の国会総選挙（81議席中、11議席が無競争）

(1) 1区1議席区（全42区*）

	候補区	当選区	得票数	得票率A	得票率B
人民行動党	40	39	505,797	63.21	63.21
労働者党	14	0	87,067	34.24	10.88
シンガポール 民主党	15	1	131,968	38.00	16.49
国民団結党	5	0	26,636	30.66	3.33
マレー組織	4	0	13,526	16.22	1.69
イスラム運動	1	0	280	1.48	0.03
統一人民戦線	2	0	1,846	4.07	0.23
無所属	4	0	15,412	21.32	1.93
無効票	—	—	17,603	—	2.20
合 計	—	40	800,135	—	100.00

(注) (1) * 2区が無競争(全て人民行動党が獲得)。(2) 得票率Aは、立候補区のみの率(%)、Bは全体での率(%)。

(2) 1区3議席区（全13区*）

	候補区	当選区	得票数	得票率A	得票率B
人民行動党	10	10	342,232	59.73	59.73
労働者党	6	0	137,406	40.76	23.98
シンガポール 民主党	1	0	26,375	42.82	4.60
正義党	1	0	14,660	25.37	2.56
統一人民戦線	1	0	15,436	28.80	2.69
国民団結党	1	0	23,796	37.88	4.15
無効票	—	—	13,024	—	2.27
合 計	—	10	572,929	—	100.00

(注) (1) * 3区が無競争(全て人民行動党が獲得)。(2) 得票率Aは、立候補区のみの率(%)、Bは全体での率(%)。

ことは、過去二回の選挙で、有権者が教育水準の高い野党候補を選好する傾向を示していることであつた。蕭添寿、張素蘭、常国基らは、その意味でジェヤレトナム、詹時中に続く可能性を秘めた人々であつた。

だが満六十五歳を直前に控えた李光耀は、ぜひこの選挙に勝つて後継者に政権を譲る態勢を整えねばならなかつた。その意味で常国基から聞き出した「蕭添寿とアメリカ大使館」との関係は、願つてもない情報であつた。眞実はどうであれ、いささかでも関係があれば、それを針小棒大に利用する。ちょうど一七年前のバリサン・グループとイギリス高等弁務官の「密会」（イーデン・ホールのティーパーティー）と同じであつた（一五一ページ）。

釈放された蕭添寿が選挙に立てば、常国基の情報が利用できる。人民行動党は、大国アメリカの干渉に果敢に抵抗する小国シンガポールを代表しているのだ。幸い経済だけは一九八六年の一・八%成長から、八七年は九・四%に転じ、八八年もこれを上回りそうな形勢であつた（実際にも一一・一%だつた）。

八月十一日、税務署長が新聞に投書して、蕭添寿の脱税を暴露した。一週間後に選挙戦が始まると、蕭は、バリサン・ソシアリスを解散させ労働者党に転じた李紹祖らとチームを組んでユノスの三人区に立候補した。ジェヤレトナムが立候補資格を失つたこの選挙では、一般の関心はもっぱらこのユノス区に集中した。人民行動党は、蕭の前歴、資金関係、女性問題などありとあらゆる弱点を取り上げて、集中攻撃をかけた。ちなみに、李光耀はこの頃「政府を批判するものは

その地位を破壊され、正体を暴露されることを覺悟すべきだ」とさえ言つてゐる。⁽³⁶⁾

蕭添寿チームの演説会は、全島からの支持者で連夜大盛況であったが、九月三日の開票結果は、得票率四八・二%の惜敗であつた。

この選挙で、人民行動党は得票率を前回より一・二%ポイント下げ（六一・八%へ）たものの、前回の一議席喪失に対して一議席喪失に食い止めた。李光耀は、これを「相当な勝利」と評価した。だが一議席回復の裏では、ジエヤレトナムの立候補資格を奪い、彼のアンソン区を区画整理で抹消してしまつていた。また一・二%ポイントの下げは、前回の一・二・六%ポイントという大幅な下げに歯止めがかかつたようでもあり、逆に長期低落が始まつたようでもあつた（次回一九年はさらに一・五%ポイント下げる）。

李光耀が示した積極評価は、しかし単なる負け惜しみではなかつた。彼自身、不人気は承知の上で戦い（ユノス区で李光耀の演説会はほとんど人が集まらなかつたという）であつたから、一議席の喪失だけですんだことは望外の勝利であつたのかもしれない。少なくともこの「勝利」により大統領制度の変更が支持されたと主張できるし、変更が成就すれば政権委譲の制度的構築が完了すると踏んだのである。

「マルクス主義者の陰謀」に始まり、蕭添寿の選挙敗北まで続いた騒ぎは、これで終わった。その後病気療養を理由にアメリカへ渡った蕭添寿には、税務署の差し押さえ関連のニュースがついて回り、もはや彼が帰国して政界に波乱を起こす可能性もなくなつた。獄中で孤独の戦いを続けた張素蘭弁護士は、九〇年六月に条件付きで釈放され、鍾金全もその一八日後に釈放された。

李と第二世代指導層

この一連の事件の真相は依然闇のなかにある。だが政権委譲作戦を進める李光耀は、これらの事件に一つの重要な役割を期待したようだ。それは、ただ単に政敵を撲滅するというだけではない。民主主義とか人権などに幻想を抱きかねない後継指導層に、こわもての対処の仕方を経験させるという李光耀のいわゆる「厳しい試練」である。またその過程で彼ら自らに不起訴・長期拘留などの不人気な強権を発動させる、つまり自分と同類にすることで、後継者たちに背かせず同じ道を歩むよう仕向ける、ということである。

もともと第二世代形成の当初（一九八〇年）、李光耀は若手指導層七人の能力、資質を査定し、その結果、陳慶炎（チングイー）が首相として最も有望であり、これに吳作棟（ゴーチャクトン）、王鼎昌（ワンティーチエイ）、林子安（リムチーアン）が続く、と判断したという。ダナバランはインド人だから首相になれる可能性はいまだないとして除外した後、「陳慶炎は頭の回転が早く、決断力をもつている。吳作棟は、より強固な精神をもつものの、人に気に入られようとしている。王鼎昌は首相としては英語が劣る……」と見た。^{〔37〕}

だが李光耀の驚いたことに、若手指導層は一九八四年末の総選挙後、内々の会合で自分等のリ

一ダ一人を呉作棟と決めてしまった。第二世代は、呉のソフト・タッチな行政スタイルの下に集団指導制をしき、李光耀から政権を受け継ごうとした。

李光耀は一九八五年以降、この第二世代指導層への権力移行に疑問を感じはじめていた。これは代替者として自分の息子李顯龍の成長を意識していたことにもよる。しかし世論の動向は、父から子への直接的権力移行には消極的であった。また李顯龍の急速な昇進は、第一世代指導層に反感を芽生えさせた。もはや別の新しい第二世代指導層を作り出す時間的余裕もない以上、呉作棟チームに当面は政権を委ねざるを得なかつた。

とはいへ呉作棟チームを認めるにしても、国内治安問題についてだけは些かの揺るぎがあつてもならなかつた。国民に対して肝心なときには「空手チョップ」を食らわせる⁽³⁸⁾、それは結局人民行動党政権の将来を安らかにするものであつた。従つて一九八六年以降の三法の改正や、八七年五月の大量逮捕などは、若手指導層が自ら決定・実施するよう仕向けられた。また八八年四月の再逮捕も同様であつた。そしてこれらは、政権委譲への最後の実地訓練であつた。

だが結局、李光耀はこの訓練の結果には満足できなかつたようだ。李光耀は一九八八年四月の再逮捕事件について、次のように興味深いことを言つてゐる。

「呉作棟は、人に気にいられようとしてすぎる。平常時はそれでよいが、危機の時は直ちに決定を下さねばならない。呉作棟はまた、公開の場での意思の伝達がぎこちない。私は、何度も心理学的調整、多分病理学的なもの、を受けるよう勧めたものだ。彼の演説術は、若干良くな

つたが、まだ相当の改善が必要だ。このため彼は李顯龍、ジャヤクマル、王鼎昌の助けを必要としている。吳作棟をリーダーとする若手指導層は再逮捕の決定に一日を費やし、蕭添寿の逮捕を決めるにはさらに二週間を要した。また決定の後、それを国民にどう説明するかで時間をかけて議論し、その結果三言語に通じた李顯龍が呼び込まれたが、顯龍も事態を飲み込むのをさらに時間を要した。第一世代のわれわれは電話で重要な決定を即座に行なつたものだ。こうした苛立ちは老人症候群の結果かもしれないが、私は彼らになにかが欠けていくと思う。⁽³⁹⁾

しかし李光耀は、一方でこれが自分の「ないものねだり」であることを知っていたし、吳作棟もそれを見越して自分の政治スタイルは変えない、とがんばった。李光耀は、一九八八年総選挙前の八月の時点で、不満足ながらも吳作棟のチームが「現在得られる」最善のチームであるとして、これに次期政権を委ねる決意を表明した。吳作棟も、これで二年以内に首相を受け継ぐ、と公式に表明した。

総選挙後に成立した新内閣の閣僚は、ラジャラトナムとバークーが立候補しなかつたこともあり、第一世代は李光耀ただ一人で、第二世代は八人、第三世代（八八年当選組を含む）は三人であった。また国務相・政務次官クラス一四人では、第一世代二人、第二世代四人、第三世代八人となっている。

一方、党では翌年一月になつて中央委員会の改選が行なわれた。ここではすでに八五年以来第一世代は事実上李光耀一人で、第二世代が中心となつていたが、ここに四年ぶりに第二副書記長

のポストが再設され、第三世代の李顯龍が就任した。ただし第三世代からは、この他は平委員に黄根成⁽²⁾が抜擢されたのみであった。

この結果、政務・党務いずれにおいても、この後数年間は第二世代が実務を執ることとなり、吳作棟政権への移行が決つた。

4 首相李光耀の最後の事業（一九八九年）

李光耀首相は、一九八九年一月の人民行動党の非公開幹部会議で演説し、共和国独立以来の諸困難を語った。また国家の基本的重要な事項として、国防・治安、狭い国土、水等の基幹物質の对外依存、人材の国外流出などに言及したという。これまで彼の中心テーマであった共産主義がやや後退したかに見える。

政権委譲を翌年に控えたこの一九八九年、政府は李光耀のあげた上記の基本的重要な事項に取り組んだ。新聞に発表されただけでも、近隣諸国との軍事協力強化計画（三月）、李光耀首相の米空母訪問（四月）、退役軍人の緊急総動員訓練（四月）、食料・水緊急事態訓練（五月）、緊急断水訓練（六月）、アメリカ軍への軍事施設一部貸与計画発表（八月）、防空訓練（九月）⁽⁴⁰⁾、民間防衛隊による必需品備蓄の公衆教育運動（十一月）、公道の緊急軍事滑走路化計画（十二月）⁽⁴¹⁾など、軍事的脅威や緊張感を煽るものが目白押しであった。

最後の頼みはアメリカ軍

なかでも八月におけるアメリカ軍への軍事施設一部貸与計画発表は、一九六〇年代後半におけるイギリス軍撤退計画に伴う諸問題を想起させて興味深い。アメリカの軍事進出を認めなかつた旧英領植民地として、自国民およびマレー・シア人はこれをどう受け取るか。また非同盟運動の雄を自任するインドネシアはどうか。駐シンガポール・アメリカ軍の仮装敵国はどこなのか、などの疑問が生ずる。いずれにしても八九年における諸訓練の急増は、このアメリカ軍導入計画を正当化するための対内・対外宣伝工作の一環であつたと思われる。

李光耀は、当時フィリピンで撤退を迫られたアメリカ軍を、巧妙にもシンガポール防衛計画に組み込んだわけだが、これこそまさに彼の首相退陣計画のなかで最も重要な部分であつたのかもしれない。これに関するアメリカとの極秘折衝は、同国による「シンガポール内政干渉」で大騒ぎの最中に行なわれていた可能性があり、李光耀の深慮遠謀のほどをほのめかしている。

アメリカ軍導入は、近隣諸国を刺激しないよう「軍隊の駐留」ではないことが強調され、その内容も同国の航空機・艦船向け給油・修理用要員の駐留、兵士の休養・一時駐留を認める、などと限定されている。欧米先進諸国の軍が名目的存在であれ東南アジア地域に残留すべきだという李光耀の年来の発想は、そのままシンガポールの安全保障につながる。そのアメリカ軍が直接シンガポールに来るとなれば、保障の度合いはさらに高まる。ちなみにこの数年後アメリカ軍はほぼ同様の形式・規模でマレーシアとインドネシアにも進出することになった。李光耀はこれで三

国相互間の緊張・紛争に対する阻止力は一層高まつたと考えているのではないだろうか。

最後の最後、水の確保

李光耀があげたもう一つの問題、水は、彼が一九五九年に政権に就いて以来決して公には危機を叫ばなかつたものの、おそらく上記の安全保障と甲乙をつけがたい重要事項であつた。人間の生存に欠かせないこの資源をシンガポールは十分に持つていない。この問題を未解決のまま残せば二〇一〇年以降、供給が増えないどころか確実に輸入量が減りだす。そのことは二〇〇〇年を回れば周知のこととなり、先を見越した投資は減少し、シンガポールの衰退が始まる。⁽⁴²⁾

李光耀は、すでに一九八〇年代初期からこの問題に取り組んでいた。だが政権を引き継ぐべき吳作棟は、この難問の解決（とくにマレーシアとの交渉）に力を示し得なかつた。李も吳も、政権委譲の遅れ（八八年でなかつたこと）の理由に、この問題をあげてゐるほどである。

シンガポールは、植民地時代の一九二〇年にジョホール政府から同地内のブライ山、ポンティアン川などに水資源権を得た。三二年にはジョホールとシンガポールとを結ぶ堰堤（コーズウェイ）ができ、パイプラインが渡されて送水がはじつた。第二次大戦の劈頭、ジョホールに到達した日本軍が送水を止めたためシンガポールのイギリス軍が降伏したという話は、今では否定されている。だがこの話は、シンガポールの戦略的脆弱さを象徴的に示してゐる。六五年の共和国独立の当初、マレーシアのトゥンク・アブドルラーマン首相は、シンガポールとの緊張が高じた際、送水停止を口走つてゐる。⁽⁴³⁾

李光耀政府の水道局は、これより先の一九六一、六二年にジョホール政府と協定し、一日当たり未処理水合計一億八三〇〇万ガロンの購入権を獲得していた。これは年間にして約四億七〇〇〇万立方メートルにある。この量は当時ジョホール内に計画した諸ダム、諸取水堰が完成した場合の合計数字で、協定時の実際の購入量は四〇〇〇万ガロン（年間六〇〇〇万立方メートル）以下であった。この後この協定に沿ってシンガポールの資金でジョホール川の開発が始められた。

だがその直後、シンガポールは独立した。すでに述べておいたように、この独立協定の中には、双方が一九六一、六二年の水協定を遵守することが、とくに条項を設けてうたわれている。この点でシンガポールはまず一安心したのだが、水源地が外国になれば、まさかの場合を考えねばならない。シンガポール島にはそれまでに三つの貯水池があつたが、政府は、独立後から一九八五年までに一一のダムを増設し、それ以上は適地がなくなっている。公式発表はないものの、筆者の推定では、八〇年代末の国内一四ダムの供給量は日量一億二〇〇〇万ガロン、年間二億立方メートルで、ジョホールからの輸入量もほぼ同量であったと見られる。

ジョホールの取水施設が一九九〇年代半ばにすべて完成した場合、国内取水分を含めてシンガポールが得られる総量は七億三〇〇〇万立方メートル程度と見られる。だが最初の六一年協定は二〇一〇年で満期となる。現在開発が目ざましく、水需要を高めているジョホールが、その時になつてこの協定の更新を認めない場合、年間一億立方メートル程度が失われてしまう。もしシンガポール経済が今日の成長を持続する場合、その数年後には消費量が供給量を超えてしまう。

おそらく李光耀はこうした点を考慮し、マレーシアに対し一九六二年協定の完全実施、および供給枠の拡大、を求める極秘交渉を八二年から開始した。六年を要したこの交渉は、シンガポール側がマレーシア産天然ガスを長期買い付けする（パイプライン敷設費込み）という大幅譲歩の末、八八年六月に妥結した。ただこの新協定は、結局六二年の協定枠以上については、購入を認めるとするのみで新たな枠が設定されなかつた。

しかも、マレーシアの中央政府を相手にしたこの協定には、水を実際に供給するジョホール州政府の同意が必要であった（マレーシアでは土地に関わる事項は州政府の管轄）。この同意が得られねば二〇年後には確実に水が不足しあらむ。吳作棟が水交渉の完遂を李光耀に委ねる、と発言したのはこの時である（一九八八年九月）。

ジョホールからの供給枠拡大に先行き不安を感じた李光耀は、一九八九年十月、インドネシアにスハルト大統領を訪問し、南スマトラからの水供給に同意を取りつけている。そしてその二カ月後に、吳作棟から後に有名になる「成長の三角地帯」構想が発表される。

吳作棟によるとシンガポールは、自国の北のジョホールと、南のインドネシア領バタム島に対して資本・経営技能を提供する、代わりに南北両地域はシンガポールに土地、ガス、水、労働力を提供する。この国境を越えた協力が成功すれば、三地域は一九九〇年代半ばまでに大いに発展するだろう、というのである。シンガポールとジョホールとの関係はすでに事実上かなり深い関係にあつたから、この新構想はおもにバタム島に向けて発せられたものであつた。

面積、人口規模、市場規模などあらゆる点で小型のシンガポールが、これ以上の発展を遂げるには国境という枠を越えなければならない。成長の三角地帯構想は、しばしばそのように理解されている。実際どの要因をとっても、そのとおりである。しかしシンガポールの水不足を視点に見直すと、この構想は優れて水を獲得するための仕掛けであった、と見ることが可能である。

ジョホール州政府が両国間の給水協定に容易に応じなかつたのは、自州の将来需要を無視してシンガポールの繁栄のために貢献を迫られることへの反発であつた。同じことはバタム島でも発生しかねない。ジャカルタのインドネシア政府は、バタム、ビンタンといつたりアウ諸島から水を供給し、代わりにシンガポール資本の導入を図ることを考えた。だが実際に両島の開発が始まれば、シンガポールに水を回す余裕はすぐになくなるだろう。仕掛けはもつと大きくならねばならない。そこでシンガポールはスマトラ本島の水資源を自國資金で開発し、得られた水の一部はバタムにも供給しよう、と提案したのではないのか。成長の三角地帯構想の狙いは、この点にあつたと思われる。⁽⁴⁴⁾

こうした大構想を老練なスハルト大統領にぶつけて水を獲得する、それは吳作棟の手に負える仕事ではなく、スハルトと友誼を通じていた李光耀ならではの交渉術であつた。⁽⁴⁵⁾

以上のように李光耀は、法制度を固め、批判的メディアを抑え、行政実権の枢要部分を大統領との共管にかえ、アメリカ軍を呼び込み、そして水を確保した上でやつと、首相の座を吳作棟に渡すことになる。

第5章 一九八〇年代の経済

一九七〇年代に年九%の率で拡大したシンガポール経済は、八五、八六年に独立以来はじめて、それぞれマイナス一・六%、プラス一・八%（ともに八五年価格）という厳しい不況を経験した。逆オイル・ショックによる世界的不況もあつたが、国内要因としては、七九年に開始した高賃金政策が、裏目にでて国内産業の輸出競争力が低下したこと、また八〇年代初めに活況を呈した建設業が供給過剰から極度の不振に陥つたことなど、構造的な原因があつた。

だがこの二年をはさんだ前後では、一〇%に近い成長を示し、一九八〇年代全体としては平均七%という、七〇年代末に期待した水準を記録した。その結果、国民総生産の名目額は八〇年の二三三一億ドルから九〇年の六三九億ドルに上昇し、一人当たり額は四八五四米ドルから一万一二一〇四米ドルに達した。

またこの一〇年間には、全島ハイウェイの完成（一九八二年）、地下鉄操業開始（八七年）など国内交通の整備に加え、チャンギ新空港の開港（八一年）や海港諸設備の拡大・改善、国際金融取引所（SIMEX）の開設（八四年）、国際倉庫センターの整備、通信公社と郵政局との統合による通信事業の拡大・国際化など、世界経済の重要な一環を構成するにふさわしいインフラ建設

事業が遂行された。

だが一方、一九七〇年代に悪化した労働力不足は、高賃金・高技術化政策にもかかわらず改善されなかつた。失業率も八五、八六年の不況時には最大で六・五%まで上昇したもの、その後の各年は平均して三%程度を続け、九〇年には二%を割り込んだ。景気の回復しだした八七年以降は、各年とも新規に創出される雇用数の半分は外国人によつて埋めねばならなくなつた。

不足は、とくに低賃金女性労働者⁽⁴⁶⁾に著しく、この層のジョブ・ホッピングが再び多発しだした⁽⁴⁷⁾。このため政府は、一九八七年後半においてすでに、高齢者や、既婚女性の就労を奨励し始め、また一部企業は、賃金の安い中国から労働者を移入し始めた。また定年延長も検討事項となつたが、望ましいとするのみで、強制はしていない。

外国人労働者は、一九八八年には一五、六万人とされ、その後さらにふえ続けている。とくに既婚女性の就労奨励が外国人メイドを急増させ、八九年にはその数が五万人に達したと発表されている。労働省は、九〇年三月に外国人労働の受け入れを全産業・業種で許可したが、とくに不足の著しい建設業では外国人雇用比率を九一年に五〇%から六六%へ引き上げている。

1 経常収支の黒字化

一九八〇年代の経済発展の中で最も重要なものは、経常収支の黒字化である。その原因を貿易

收支上から見れば、まず第一に、逆オイル・ショックで原油の輸入価格が低下したものの、国内で製品化した商品の輸出価格がさほど下がらなかつたことである。シンガポールは、日量約一〇〇万バレル、年間約五〇〇〇万トンの処理能力をもつ東南アジア最大の製油センターである。その石油精製業が八六年に輸入した原油の総額は一一〇億Sドルで、前年比三五%、六〇億Sドルもの減少となつたものの、同製品輸出額は約一三〇億Sドルで、同二三%，三九億Sドルの減少にとどまつた。つまりネットでは約二〇億Sドルの輸出増加と同じ結果になつたのであつた。⁽⁴⁹⁾

第二の原因是、事務機器、電子・半導体製品、通信・音響機器などを主体とする機械・輸送機器類の輸出が、一九八三年ころより急上昇し、上記石油製品輸出を完全に凌駕し、とくに不況の八六年でさえ一四%も伸びたことである（両部門は七〇年代から拮抗していた）。

貿易収支の赤字は、上記二つの理由により、最大時の一九八二年における一四五億Sドルから八六年には四五億Sドルへと七三年以来の最低額へ減少した。一方一貫して黒字を続けてきたサービス収支では、「その他サービス」として分類されるビジネスに伴う雑多な取引で、八三年以降支払の漸増と受取の急減が発生し、黒字の大幅減少を続けていたが、他方で七二年以来マイナスを続けてきた「投資収益」がプラスに転化⁽⁵⁰⁾し、全体で五六億Sドルの黒字を維持した。こうして八六年の経常収支は、他に移転収支の三億Sドル強の赤字があつたものの、全体で七億Sドルの黒字を示したのであつた。

これら一九八六年における経常収支黒字化は、同年のみの単発的なものではなかつた。原油価

格は、その後八〇年代初期の高水準に戻ることなく、今日に至っている。一方、機械・輸送機器類の成長はその後も著しく、八六年の輸出額一八九億ドルが九三年には七〇〇億ドルと総輸出額一一九四億ドルの五八%を占めるにまで拡大している。またサービス収支でも「投資収益」の黒字化が定着したうえ、減少を続けていた「その他サービス」の受取もその後回復し、九年までには約一〇〇億ドルと巨額の黒字に達し、経常収支の黒字継続に貢献している。

この結果、総合収支の黒字も年々大幅に拡大し、一九八〇年の一四億ドルから九〇年には九九億ドル、九三年には一二〇億ドルに達した。これに伴い八〇年には一三八億ドルであつた公的部門外貨準備も八〇年代に一貫して急増し、九〇年の四八五億ドルから、九三年には七八〇億ドルに達している。これを米ドルで見ると、この間の為替変動をいれて八〇年の六五億米ドルから、九〇年三七四億米ドル、九三年四八一億米ドルということになる。この数字は、中東諸国を除くアジアでは、日本、台湾に次ぎ第三位をなすものである。

2 中継貿易の再興

経常収支黒字化の背景として、もう一つ重要なのは、工業化の進展で製造業が大いに発展する一方、一九六〇年代まで経済の支柱であった中継貿易が、近隣諸国の発展とシンガポールの海・空両港の優位性から自力を發揮し、総輸出額の中で毎年ほぼ三五%のシェアを維持してきたこと

である。しかもシンガポールの貿易統計は、中継貿易の相手国としてマレーシアと一、二を競うインドネシアとの取引を六六年以来一切掲載していない。この要因を加味すれば、実際の数字はもつと大きくなっているものと思われる。

インドネシア貿易を除いた総輸出における中継貿易の構成比は、一九六〇年代後半に下降し始め、七〇年代から六〇%を下回り、同末には三八%まで低下する。だがこの低下は構成比のそれであり、実額はこの一〇年間も平均して一八%の高率で上昇していたのである。中継貿易の大きさは、工業発展に伴う国産品輸出が年率三〇%で急拡大してきたことに隠されてきたにすぎない。これが八〇年代になると、国産品輸出の伸びは年率九・二%へと大きく下落し、中継貿易のそれは同七・三%に低下する。だが中継貿易の方は、この一〇年間の後半だけで見ると同一三%と大きな盛り返しを示している。

中継貿易の復活は、中身の変化においてとくに著しい。一九六〇年代後半再輸出の主要品目は、なんと言つてもゴムであり、これにその他の熱帯産原料およびその加工品が続き、八〇年においてもそれらの合計額は再輸出総額の約四三%にも上つていた。だがこの部分は九〇年になると一七%弱に下がつてしまい、代つて機械・輸送機器類が四七%と拡大している。⁽⁵¹⁾またもちろんその他の工業諸製品の増加も急である。

このことは近隣諸国の一九八〇年代後半からの急速な経済発展に大きく関係している。ここで大事なことは、さきにシンガポール統計がインドネシア貿易を含まない、と述べたが、そのこと

は両国間だけの問題にすぎないことがある。インドネシア製品でも、マレーシア製品でもシンガポール港を経由して第三国へ向かうものは、シンガポールの再輸出としてシンガポール統計に記載されている。

マレーシアとインドネシアが一九八〇年代半ばに、ともに規制緩和による輸出指向型産業の誘致に政策転換し、輸出入額を急増させたことはよく知られている。両国への進出企業が工場の設立・操業に必要な機械・原料や、製品の輸出に、シンガポール港を利用することはありふれたことであり、これが中継貿易の再興につながっているのである。

一方シンガポール政府は、こうした可能性をつとに想定し、一九八六年六月には、税法上の措置として地域事業本部（OHQ）構想を明らかにした。例えばシンガポールに本部をおき、海外の子会社・関連会社にサービスを行なう企業には、シンガポール発生の所得に優遇所得税率を適用する、というものである。八八年六月には、日本企業に対し「国際倉庫センター」設立の打診があり、同十一月には話がまとまつた（ジュロン地区での国際卸売・流通センター設立）。その後もチャンギ空港の貨物処理機能の拡大計画、旧セレターラ空港のビジネス空港化などなど、空・海運を地域・世界規模にリンクさせ、新しい中継貿易の拡大発展に動き出している。もちろん、すでに述べた成長の三角地帯などもこの延長線上に効果を發揮していくはずである。

ちなみに一九八九年に、シンガポールに出入りした船舶数は三万九〇〇〇隻で、四年連続世界一となつた。

3 民営化

一九八〇年代においてもう一つ重要なことは、シンガポール政府が公企業の民営化に乗り出したことである。当時世界中で公企業が挫折し、民間活力を導入する民営化が流行となつていた。すでに述べたように、八五年の不況到来の際、シンガポール政府は、経済委員会を発足させ、八〇年代後半における経済再調整を図つたが、これにやや遅れて民営化にも取り組んだのである。シンガポールの公企業は、六〇年代後半から経済開発、産業発展の牽引車として設立されてきた。この制度は、一応初期において社会主義を標榜していた人民行動党政権の体質にマッチしていたため、大いに活用され、また実績も上げていた（第5部第9章参照）。八六年二月現在、このような公企業は六三四社も作られていたのである。

だが、シンガポールの民営化は、他の諸国と大いに異なつていた。他の国々では公企業が国家事業としての制約から型にはまつた経営しかできずに不振に陥り、これを打開するために民営化が行なわれている。しかしにシンガポールの公企業は多くが成功しており、他国とは逆の問題、民間企業の発展阻害が問題となつていた。例えば、シンガポールでは、アジア・ドラー市場などの金融市場の発展・拡大が望まれる傍らで、中央備蓄基金が膨大な資金を吸収しているため、金融市場の発展を阻害したり、公営住宅建設が民間建設業を阻害していたのである。

一九八五年二月、陳慶炎^{チン・ケンヤム}蔵相は新年度予算演説で、まず民営化の大枠を示し、さらに翌八六年二月に、公的部門所有資本移譲委員会を発足させ、公的部門主導を民間部門主導に切り替えることを検討させた。ちなみに委員会名の資本移譲とは英語の「ダイベストメント」であり、通常の民営化（プライベティゼイション）委員会ではなかったことに注意すべきである。

一年後に発表された委員会報告書は、資本移譲を、(1)公的部門が扱う必要のなくなつた商業的分野からの撤退、(2)公的部門企業の新規証券の発行、既存証券の増資による証券市場の拡大・深化、(3)民間部門との競合の回避・緩和、などの方向で行なうと提案した。また検討対象の公企業としては、九九の政府関連会社と、七つの法定機関に絞つたが、実施可能なものとしては四一社、四法定機関に特定した。⁽⁵²⁾

これらの会社・機関の売却すべき株式総額は、五九億ドルと巨額であつたが、当時の株式市場の各年平均的吸収力は五億ドル弱にすぎず、とても一時に消化できるものではなかつた。そこで報告書は、退職後年金・住宅購入・医療積立金などに用途の限られた中央備蓄基金（CPF）の資金を株式購入に開放し、しかも一〇年をかけて徐々に行なうよう提案した。

しかしこれに対する政府の最終決定は遅れた。一九八七年十月、ニューヨーク、東京での株価大暴落がシンガポールにもおよび、とても公的部門諸企業の株式公開ができる状態ではなくつたからである。以後九二年まで毎年それぞれに問題が発生して株価は低迷を続け、やつと九三年一〇月に、最初の大型公開が通信庁（TAS）株について行なわれた。

表 6-3 貿易統計(国別)

(単位: 100万 S ドル)

	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987
総輸出	44,291	44,472	46,155	51,340	50,179	48,986	60,266
マレーシア	6,907	7,859	8,121	8,324	7,787	7,245	8,560
イギリス	1,051	905	1,072	1,227	1,376	1,284	1,713
アメリカ	5,849	5,593	8,374	10,292	10,619	11,447	14,674
日本	4,488	4,844	4,244	4,807	4,722	4,204	5,449
地場輸出(%)	66.5	65.6	63.3	64.4	64.9	65.5	64.8
総輸入	58,248	60,245	59,504	61,134	57,818	55,545	68,415
マレーシア	7,210	8,066	8,639	9,180	8,301	7,403	9,477
イギリス	1,743	1,708	1,644	1,596	1,692	1,886	2,175
アメリカ	7,356	7,775	9,006	8,923	8,775	8,317	10,057
日本	10,957	10,791	10,724	11,218	9,870	11,052	14,029
中東諸国	15,659	14,466	12,316	11,179	7,925	7,027	8,115

表 6-4 國際収支

(単位: 100万 S ドル)

	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987
貿易収支	-12,937	-14,470	-12,304	-8,684	-6,224	-4,497	-5,152
貿易外収支	10,155	12,135	10,962	7,573	6,685	5,589	6,116
移転収支	-130	-245	-389	-440	-469	-398	-492
経常収支	-2,912	-2,580	-1,731	-1,551	-8	694	472
資本収支	4,579	4,941	5,204	3,370	1,537	-968	990
公的部門	-33	-32	-180	-25	-40	-176	-43
調整項目	272	157	1,677	702	1,413	1,483	1,671
準備増減 ¹⁾	-1,939	-2,518	-2,238	-3,231	-2,942	-1,209	-2,329
外貨準備 ²⁾	15,491	17,918	19,755	22,768	27,071	28,158	30,442
(米ドル換算)	(7,332)	(8,373)	(9,349)	(10,674)	(12,304)	(12,932)	(14,455)

(注) 1) - は資産増を示す。2) 公的機関のみ。

表6-5 国内総生産（GDP、名目市場価格）

(単位：100万Sドル)

	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987
G D P	29,299	32,614	36,733	40,048	38,924	38,664	42,636
製造業	8,531	8,341	8,908	9,863	9,184	10,186	12,091
建設業	2,179	3,165	4,203	4,944	4,168	3,149	2,885
商業	6,289	6,922	6,667	6,886	6,636	6,516	7,369
運輸等 ¹⁾	4,140	4,571	4,892	5,222	5,236	5,316	5,923
金融等 ²⁾	5,756	6,654	8,872	9,963	10,652	9,798	10,870
同1968年価格	14,695	15,628	16,870	18,262	17,925	18,257	—
成長率	9.9	6.3	7.9	8.2	-1.8	1.9	—
同1985年価格			36,537	39,572	38,924	39,641	43,372
成長率			8.2	8.3	-1.6	1.8	9.4
1人当たり							
G D P ³⁾	11,992	13,194	14,580	15,828	14,828	14,592	15,691
(米ドル換算)	(5,676)	(6,165)	(6,898)	(7,420)	(6,951)	(6,702)	(7,451)

(注) 1) 他に通信・倉庫。2) 他に保険・不動産・ビジネス・サービス。

3) 1 S ドル。

表6-6 政府財政（決算ベース 財政年度は4月～3月）

(単位：100万Sドル)

	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987
政府歳入	7,862	9,129	10,632	10,059	10,829	10,970	10,471
所得税	2,731	3,326	3,560	3,449	3,007	2,232	2,357
政府歳出	7,680	9,128	10,631	10,058	6,678	6,282	8,466
開発基金移転	1,704	1,995	1,989	2,403	2,262	5,880	1,544
開発支出*	5,155	4,998	6,388	7,217	8,556	10,578	7,087

(注) イタリックの部分は、暦年数字。公式統計書でこの部分が暦年表示になつたもの。またこのうち歳出については次行の開発基金移転の分を含んでいない。

* 表5-4の注参照。

もつとも政府は、一九八五年の陳藏相発表以来、公企業の中小規模の民営化を始めており、株価暴落の八七年未までに一三社を完全に、また九社を部分的に民営化し、九億ドル弱の売却益を得ていた。この中には当時の最大企業であるシンガポール航空（SIA）も含まれていた。

政府は、以上の民営化の中でも基幹的な事業は手放さず、ただその株の一部を一般市民に公開して金融市場を活性化するだけであり、そのための手段として中央備蓄基金に封じられていた資金を開放させたのであった。⁵³ 通信庁の場合、四五億株弱の応募（当初予定の四倍）に対し、売却株数は一七億株弱となり、その約五〇%が中央備蓄基金加盟者の購入となつていて、将来に予定される同様の公開は、公益事業局（PUB）のガス・電力（水道は除外）部門、MRT（地下鉄）公社、港湾庁（PSA）、放送局、また国防省傘下の一部企業などが予想されている。また政府は、一九九三年より住宅・開発庁（HDB）が一括して行なつていた公営住宅建設の一〇%を民間業者に委託し始めた。

シンガポールの公企業は、政府財政と同様黒字であり、健全である。ではなぜ民営化なのか。政府はもちろんこれに対する答を直接語っていない。そこであえて俗な言葉で推測すれば、公的部門における金余り、その対をなす民間金融部門の発育不全、を解消させるための手段と言えそうである。一九八五年において政府が諸目的のために動員できる資金は、勤労者からの強制貯蓄である中央備蓄基金残高の二六八億ドル、および郵便貯金局預金残高の九二億ドル、合計三六〇億ドルもあった。これに対して同年商業銀行に集まつた非銀行顧客の預金残高は二八

七億ドル、また証券市場の取引額は、六三億ドル（この年証券は不況。だが前後三年間の平均でも七五億ドル）にすぎない。つまり、政府は国内総預金の半分を支配しているわけである。

ところが政府が集めた資金は利子をつけて返さねばならない。国内の公共事業はあらかたやつてしまつた。そこで投資規模が大きく収益も期待されるような民間部門の投資案件を捜すか、国外に投資機会を求めるかしなければならない。だが国内については、例えば石油化学工業の設立に相当の時間を要し、苛立つた経験がある。また地下鉄建設も最初に計画を立ててから投資の完全性に自身が持てるまでは大変だつた。

そこで持てあました資金のうち中央備蓄基金については、政府の指定する株式に、基金加盟者各自の責任において投資させる案が出てきたものと思われる。この場合指定株式とは、法定機関の諸事業の特定部分を民営化させ、株式市場に公開するものである。基金加盟者は、自己の基金残高から引き出して同株式を購入するが、その価格は市場価格より低めに設定されている。

政府は、中央備蓄基金を維持しつつ、部分的に利子支払いの心配からまぬがれ、また発育不全の株式市場にも活を入れることができると期待している。李光耀は、首相退任直前の独立記念講演（一九九〇年八月）で、「基金加盟者としての購入株には利食い売りを認めない。タイムラグが必要だ。とにかく次の二〇年で皆は二倍の資産を持つことになるだろう」と語つている。⁵⁴⁾